

産業廃棄物適正管理のための Q & A 集

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

まえがき

平成23年度の廃棄物処理法の法改正により、建設工事に伴い排出される廃棄物の排出事業者は元請業者となることが明文化され、排出事業者に求められる責任はさらに大きくなりました。廃棄物処理法の規制強化が進むことで産廃処理を委託する際のルールは複雑化する一方で、罰則の厳しさは環境関連の法令の中で最も厳しいものとなっており、知らなかったでは済まされない状況となっています。

生産技術委員会建設副産物ワーキンググループは、平成25年度にアンケートを実施し、その結果を基に『住宅新築廃棄物の処理に関する調査報告書～現場分別によりリサイクル率を向上させよう～』を公開しました。報告書では、現場分別を行う場合に優先して分別する種類の例示や、新築廃棄物の処理を廃棄物処理法を遵守して行うための考え方を整理しました。

また、平成26年度から始まったホームページ上での建設副産物に関する質問回答とQ & Aの公開は、平成27年度も継続してまいりました。その中で、新しいQ & Aも追加されたことから、本冊子も改訂を致しました。

建設副産物の管理はまだまだ複雑な部分が多くあります。今後も質問回答の継続を致します。本冊子や質問回答の取組が少しでも皆様のお役に立ちましたら幸いです。

平成28年3月
生産技術委員会
建設副産物ワーキンググループ

目次

【1. 産廃の基本】

廃棄物処理法について 3

～産廃処理を委託するときの流れ～ 5

～マニフェストってどんなもの？～ 7

【2. Q & A 編】 10～

不法投棄をめぐる現状と排出事業者の義務

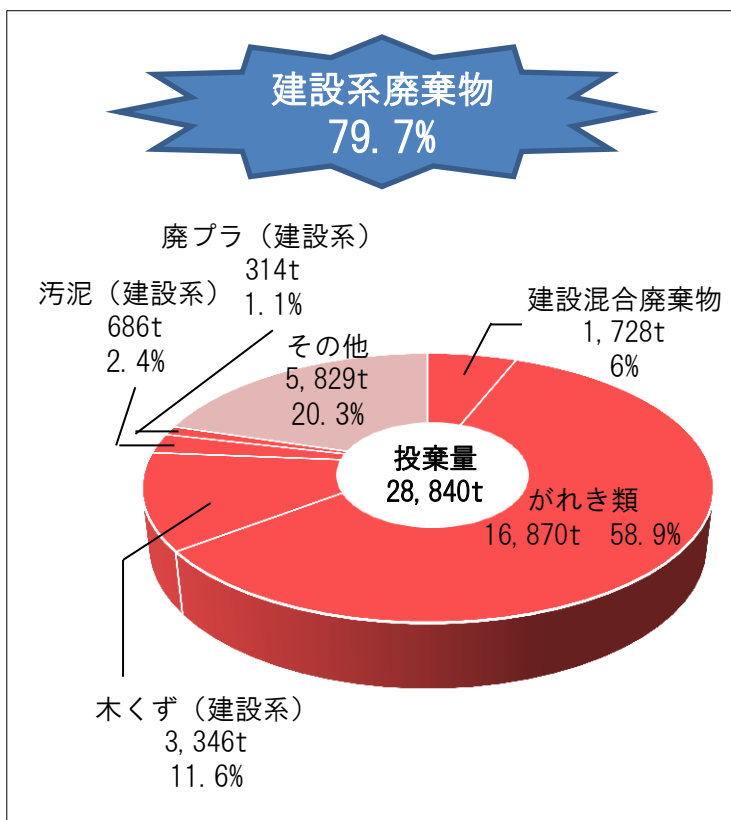
廃棄物処理に関するルールを定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）では、廃棄物を処理する際の様々なルールを厳しく定めています。また、それに違反した場合の罰則についても、他の環境関連法令の中で最も厳しいとされています。例えば、不法投棄を行った場合、行為者に対して5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科が科せられ、その行為者が所属する法人に対しても最大で3億円の罰金が定められています。

不法投棄された廃棄物の8割近くを建設系廃棄物が占めており、建設業者として適正に処理することが大切であることがわかります。

ここで注意しなければならない点が、処理業者による不法投棄です。例えば、産業廃棄物の処理を委託した業者が、不法投棄を行った場合、実行者である処理業者は当然ですが、処理を委託した排出事業者にもまで責任が及ぶ場合もあります。

不法投棄を行わないことはもちろんのこと、不法投棄に巻き込まれないよう、処理の行程をしっかりと管理する必要があります。

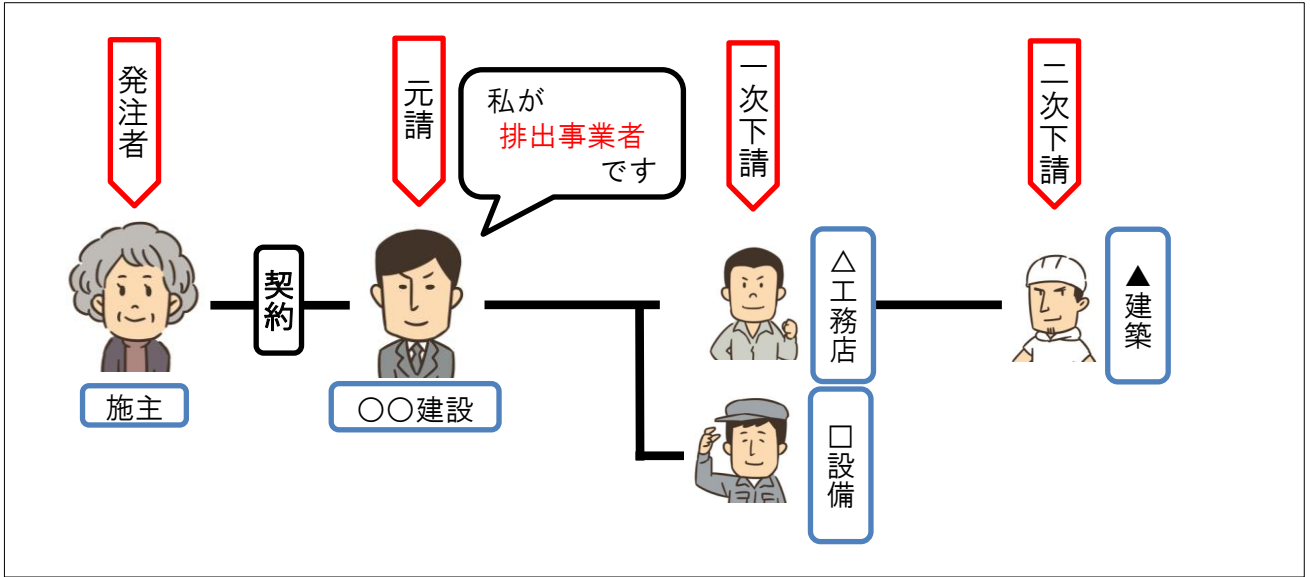
■産業廃棄物の不法投棄量とその内訳



環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成26年度）」
をもとに作成

平成23年度の法改正によって、建設工事の場合は元請業者が排出事業者となることが明文化されました。この元請業者とは、発注者と直接請負契約を結んだ建設業者のことです。

■建設工事における排出事業者の定義



排出事業者となる元請業者は、処理を委託する際に処理業者との契約の締結やマニフェストの交付など、廃棄物処理法で定められた様々な基準を守らなければいけません。

廃棄物処理法ではその基準について、契約書の記載内容や、マニフェスト交付のタイミング、保存義務などが細かく定められています。

■排出事業者に対する主な罰則

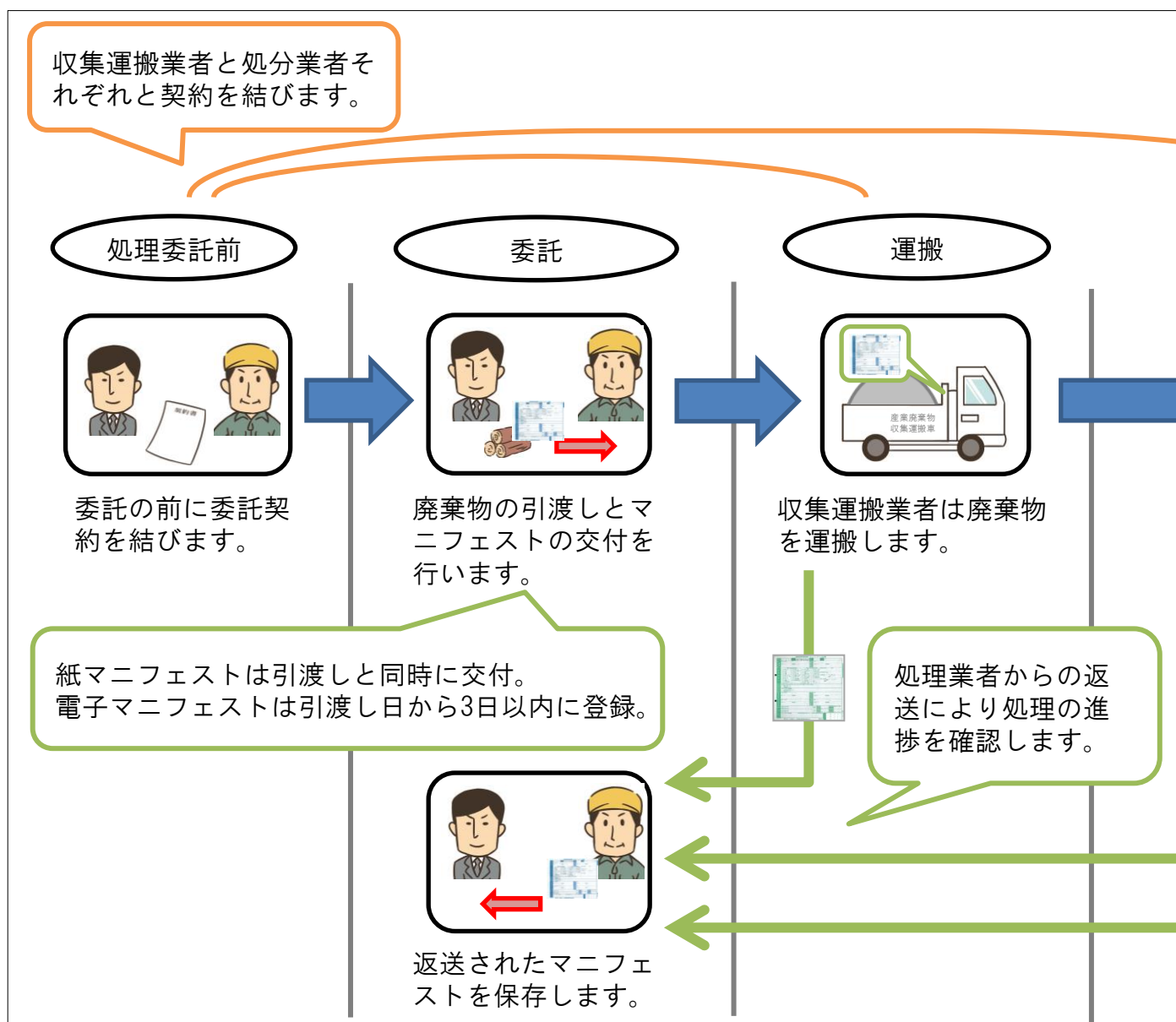
不法投棄を行った	廃棄物の投棄禁止違反	法人に対しては最大で3億円の罰金
無許可業者に委託した	委託基準違反	5年以下の懲役または1000万円以下の罰金
契約書を結ばなかった	委託基準違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
マニフェストの未交付	管理票交付義務違反	6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金

廃棄物の処理を委託する際の流れ

産業廃棄物の処理を委託する際には、様々な決まりを守らなければいけません。例えば、処理業者との処理委託契約は廃棄物の引渡しより前に結ばなければならず、紙マニフェストは産業廃棄物の引渡しと同時に交付しなければいけません。

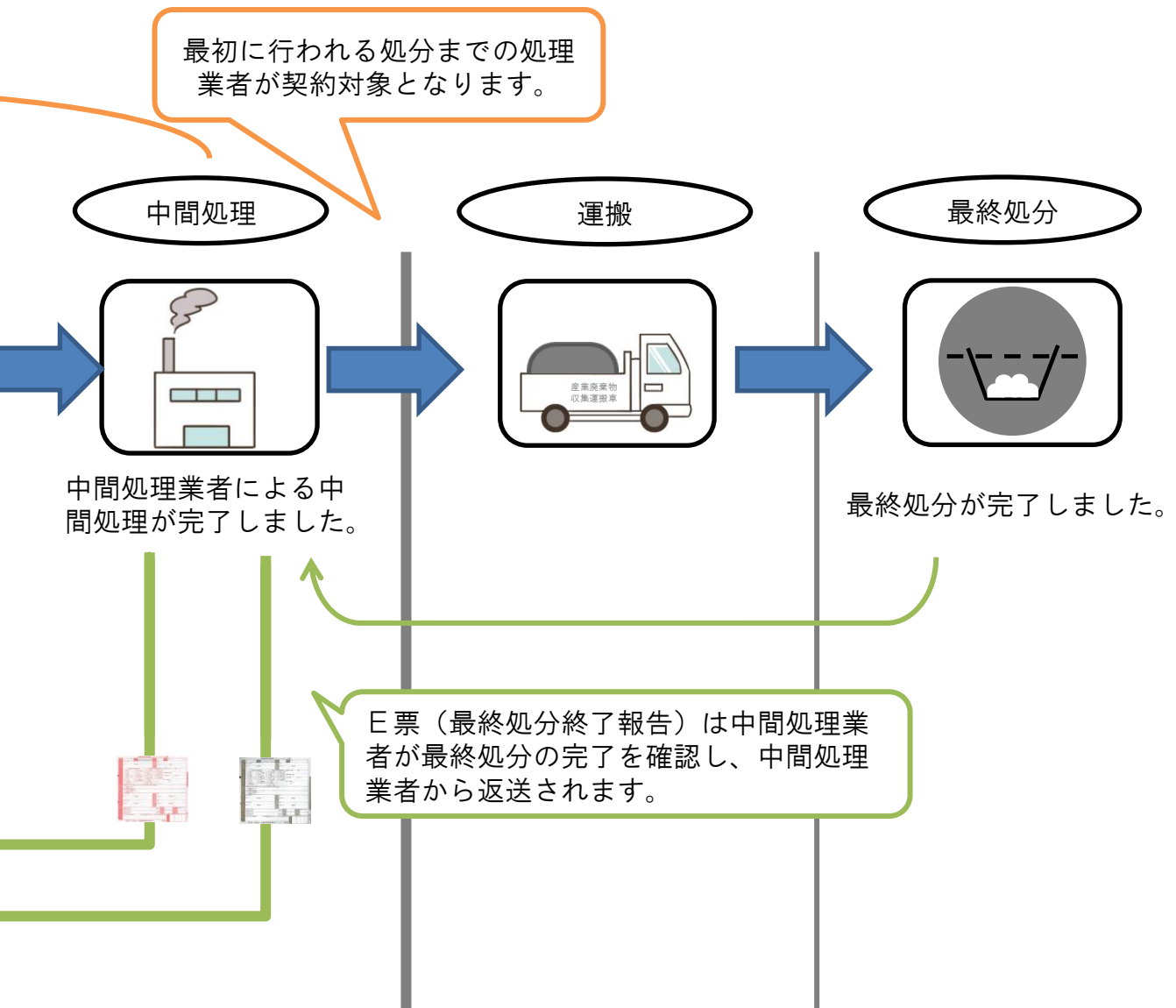
産業廃棄物を委託する場合に、どのタイミングでどんな書類が必要か、何を確認すべきかを下図の産業廃棄物処理の流れにまとめます。

■産業廃棄物処理委託の流れ



産業廃棄物の処理を委託する場合には、事前に処理業者と直接契約を結ばなければいけません。この契約を結ばなければいけない処理業者は、委託する産業廃棄物を最初に処分するまでの業者となります。そのため、収集運搬業者と中間処理業者の2社と契約することが一般的と言えますが、積替え保管を行う場合は排出事業場から積替え保管先までの運搬業者だけでなく、積替え保管先から中間処理業者までの運搬業者とも契約が必要になります。

マニフェストの運用については次のページで詳しくまとめます。



産廃の基本～マニフェストってどんなもの？～

紙マニフェストを交付する

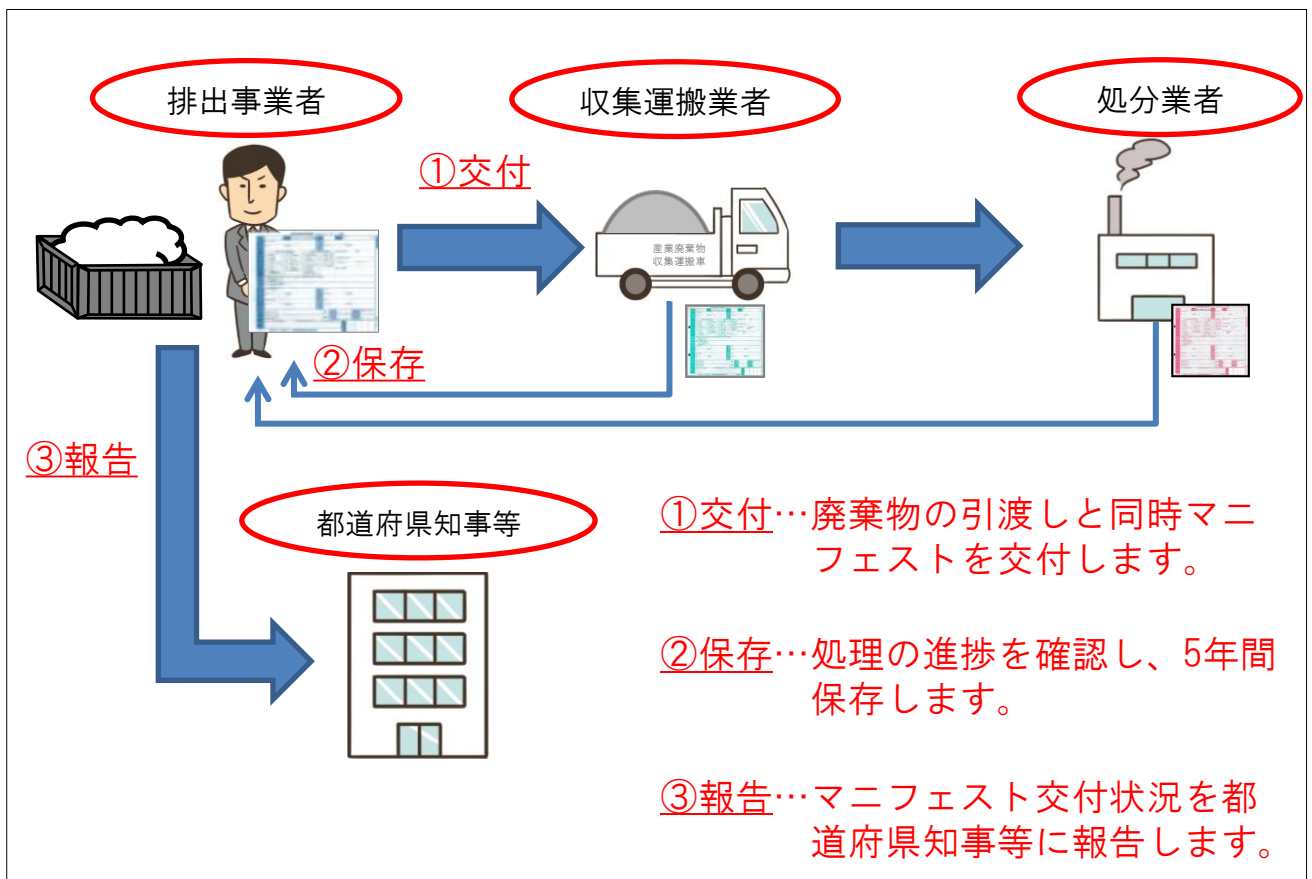
産業廃棄物の処理を委託する際には、管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

処理業者は、委託された業務を終えると、交付を受けたマニフェストへ処理終了の情報を追記し、排出事業者へと返送します。排出事業者は、返送されてきたマニフェストから、委託した産業廃棄物がどのように処理されたかを確認します。

排出事業者はマニフェストについて、①交付義務、②保存義務、③報告義務、の3つの義務があります。これは、紙マニフェストでも電子マニフェストでも同様です。

下の図にマニフェストに関する義務をまとめました。電子マニフェストの場合は、運用方法が多少異なりますが、基本的な義務の内容は紙マニフェストと変わりません。

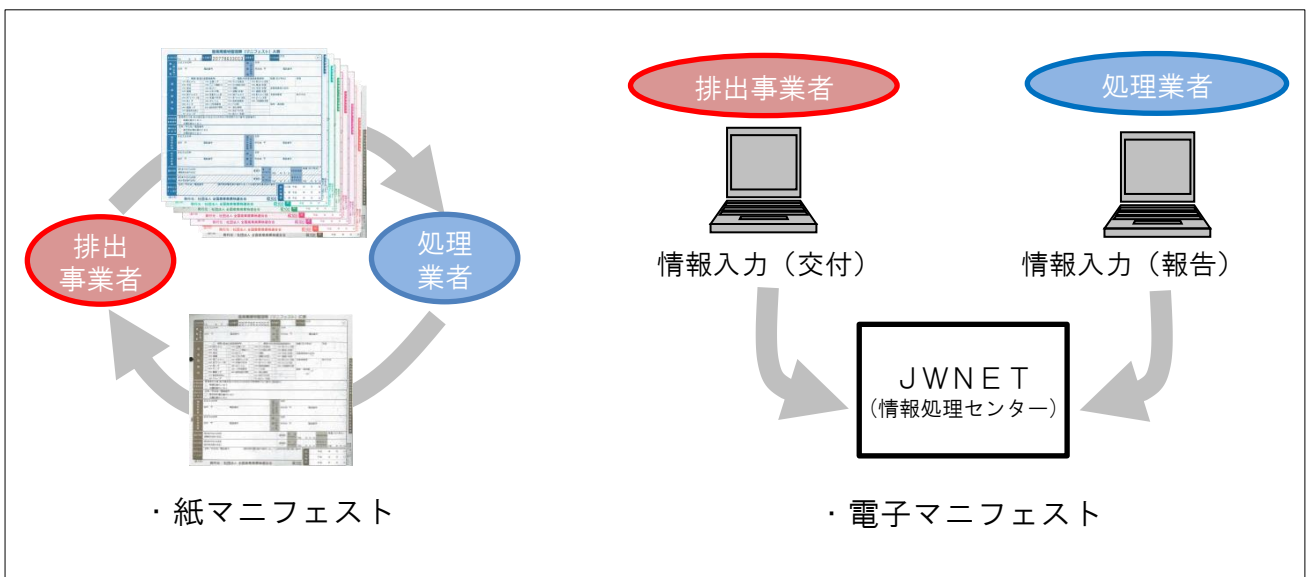
■マニフェストに関する3つの義務



manifestoの3つの義務は、紙manifestoと電子manifestoとで義務の果たし方に違いがあります。

紙manifestoを利用する場合、排出事業者はあらかじめ紙manifestoを用意し、処理業者に交付することで直接やり取りします。電子manifestoでは、排出事業者と処理業者は情報処理センター（JWNET）を介してインターネット上でやり取りを行います。

■紙manifestoと電子manifesto



電子manifestoを利用する場合、情報処理センターがmanifestoの保存と報告を行います、その分システムの利用料が発生します。

紙manifestoを利用するか、電子manifestoを利用するか、自社の産業廃棄物の排出状況等も考慮して選ぶようにしましょう。

■紙manifestoと電子manifestoの比較

項目	紙manifesto	電子manifesto
交付義務	廃棄物の引渡しと同時に交付	廃棄物の引渡しから3日以内に登録
保存義務	返送を受けた日から5年間保存	JWNETが電子情報で保存
報告義務	一年間の交付状況を報告	JWNETが代理報告

産業廃棄物適正管理のためのQ&A集

Q & A 編

Q & A

【初級編】

Q 1 ～ Q 1 4

1 1 ～ 3 8

【中級編】

Q 1 ～ Q 7

3 9 ～ 5 2

【上級編】

Q 1 ～ Q 7

5 3 ～ 6 6

Q 1. こんなときの排出事業者は誰になるの？

◇こんなとき・・・◇

- ①元請として受注した工事を自ら施工した場合
- ②元請として受注した工事を下請けに施工させた場合
- ③展示場の新築・解体を工務店に発注した場合
- ④地中に埋没された廃棄物が工事中に出てきた場合

建設工事に伴って出た産廃は
元請けが排出事業者です。



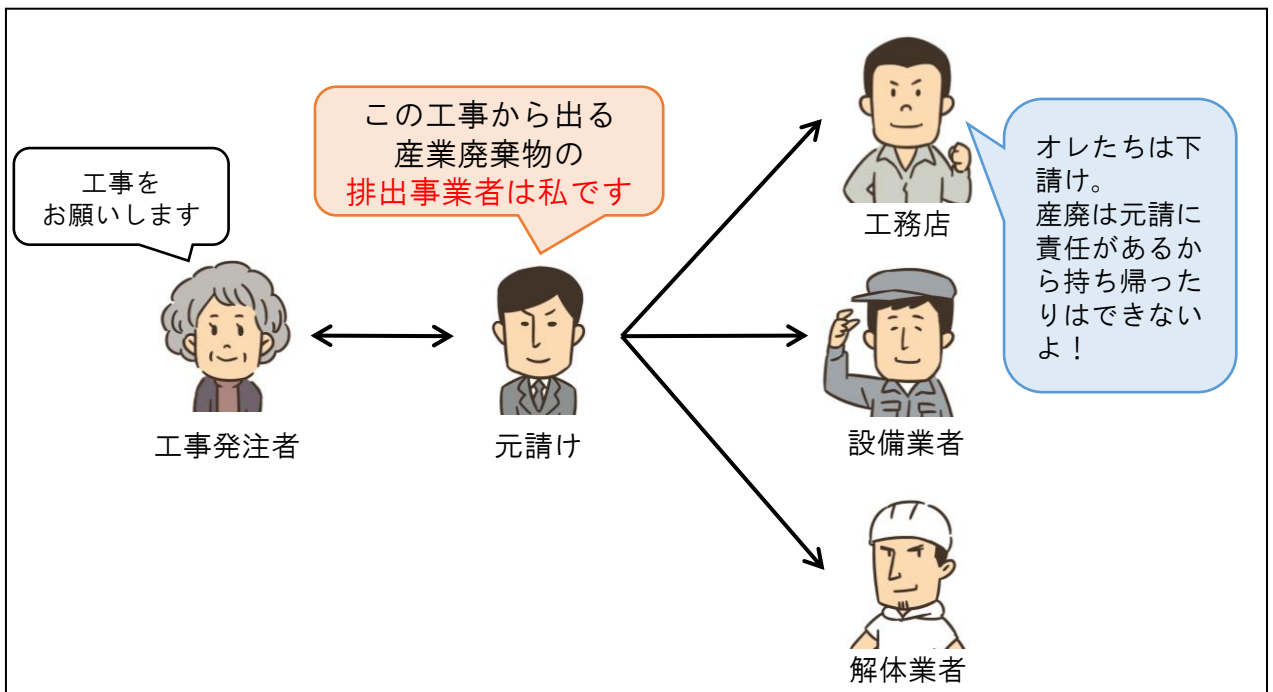
排出事業者は工事発注者から工事を受注した元請！

①の場合

例えば工務店がお施主様から直接依頼を受けて自分で工事するときは元請けは工事を請け負った工務店ですので排出事業者は工務店です。

②の場合

例えばハウスメーカーが工事を受注し、工事自体は各協力業者に委託するときは、元請けはハウスメーカーとなります。



③の場合

例えばハウスメーカーが展示場のための新築工事を工務店に委託したときは、ハウスメーカーは工事の発注者となるので排出事業者ではありません。この場合の排出事業者はハウスメーカーからの工事を請け負った工務店となります。

④の場合

出てきた廃棄物が今回の工事によって発生したものであれば、排出事業者は元請けになります。しかし、土地所有者が過去に埋没したものが出てきたのであれば、排出事業者は元請けではなく、その土地所有者となります。

今回のポイント！

◇元請けがだれかを明確にすることが大切です！

Q 2 紙マニの行政報告はどこに出せば良い？

都道府県又は政令市ごとに
提出が必要です。



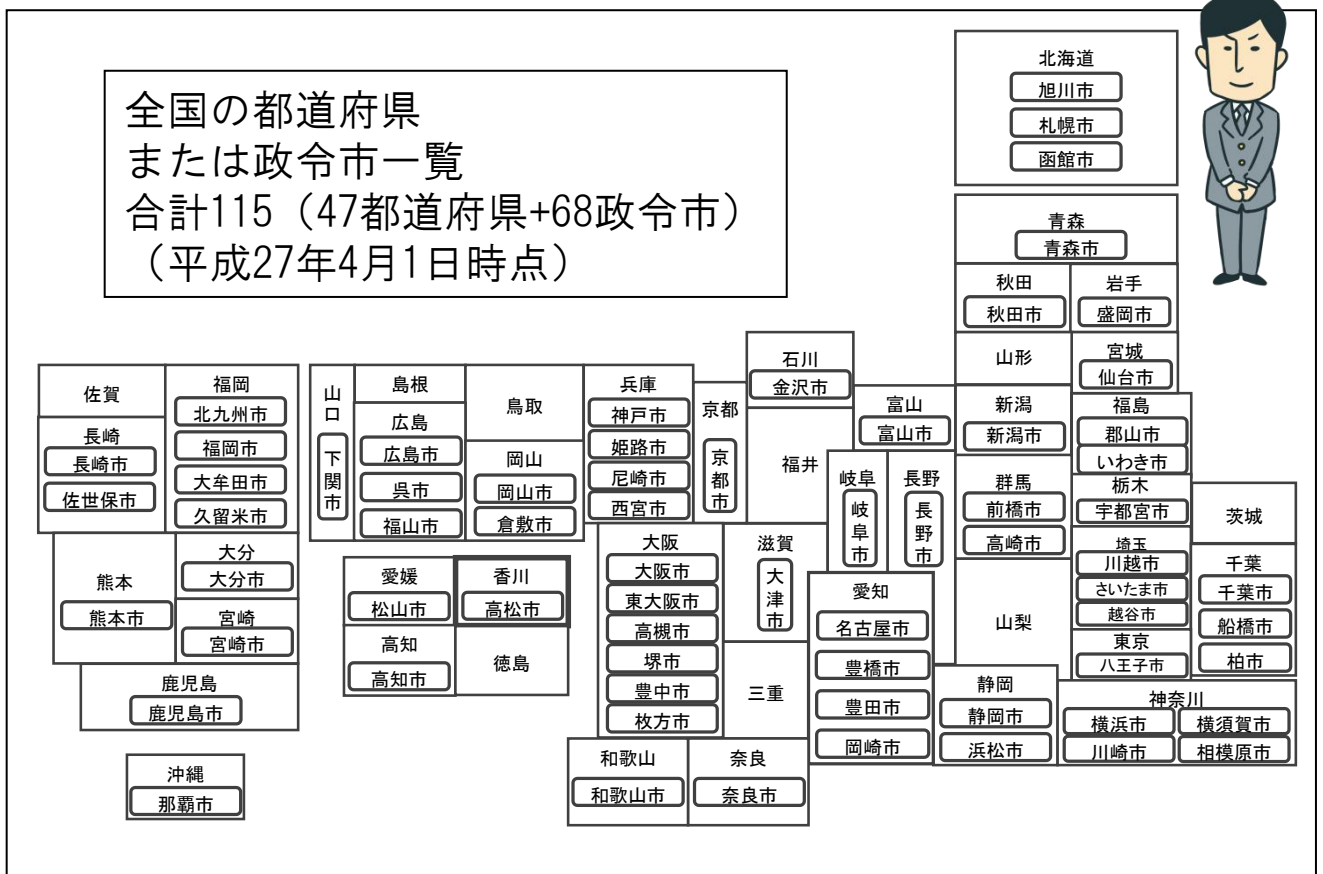
◇こんなことしていませんか？◇

- ① 紙マニフェストが少ないので報告していない。
- ② 政令市ごとに分けるのが大変なので都道府県にまとめて報告している。

紙マニフェストの報告は毎年6月末日が提出期限！

廃棄物処理法では、排出事業者は前年度のマニフェストの交付状況等を6月30日までに各都道府県又は政令市へ報告することが義務付けられています。

この提出する都道府県又は政令市とは、排出事業者の所在地ではありません。排出事業場（工事現場）の所在地になります。そのため、神奈川県の場合、横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市が政令市となるので、横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市の現場分はそれぞれの政令市へ、それ以外の地域の現場分は神奈川県へ分けて報告しなければいけません。



① 1枚でも交付していれば報告の対象！

このマニフェスト交付等状況報告書は紙マニフェストの交付枚数や廃棄物の数量に関係なく、1枚でも紙マニフェストを交付した場合、報告の対象となるので注意しましょう。

② 都道府県または政令市ごとに分けて報告！

この報告は、都道府県または政令市ごとに報告しなければいけません。上図の一覧を参考に、提出先を確認しましょう。

今回のポイント！

◇報告は都道府県または政令市ごとに整理して報告します。

Q 3. 家具や家電などの処分をお客様に頼まれた。工事のついでに処分しても大丈夫？

処分してはいけません。
一般廃棄物は市区町村の
ルールに従ってお客様に
処分して頂きましょう。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 不要なタンスの処分を引き受けた。
- ② 吊り棚に残っていた食器を一緒に処分した。
- ③ エアコンを産廃として処分業者に引渡した。

①② 一般廃棄物と産業廃棄物は別物！

一般廃棄物の運搬や処分には、産業廃棄物とは別の許可が必要となります。そのため、工事のついでにと処理を引き受けることはできません。これらの処理を引き受けると無許可で処理をした、あるいは無許可業者に委託したことになってしまいます。家具や食器などといった残置物と言われるものは、粗大ごみや地域のルールに従ってお客様に処分して頂くようにしましょう。

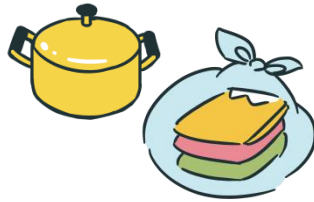
一般廃棄物



・家具



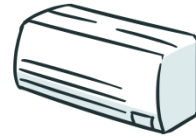
粗大ごみ



・食器や衣類等



普通ごみ



・エアコン、テレビ、
冷蔵庫、洗濯機



家電リサイクル法

産業廃棄物と一般廃棄物の区別の方法として、「家をひっくり返して落ちるものは一般廃棄物、動かないものは産業廃棄物」という説明がよく使われます。この説明は正確ではありませんが、お客様に伝える方法としては分かりやすい説明と言えます。

③ エアコンなどの家電は家電リサイクル法！

家電の中でもエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機は家電リサイクル法の対象です。特にエアコンは建物の壁に取り付けられているため工事の際にそのまま産業廃棄物として処分してしまいやすいと言えます。これらの家電は家電リサイクル法のルールに従ってお客様で処分の手配をして頂くようにしましょう。

今回のポイント！

◇残置物は事前にお客様に説明、
処分の手配をして頂きましょう。

Q 4. 産業廃棄物の品目って何があるの？

産業廃棄物の品目は全部で
20品目あります。



◇20品目◇

- | | | |
|-------------------|--------|------------|
| ■廃プラスチック類 | ■がれき類 | □鉱さい |
| ■紙くず※ | ■汚泥 | □ばいじん |
| ■木くず※ | □燃え殻 | □動植物性残さ※ |
| ■繊維くず※ | □廃油 | □動物系固形不要物※ |
| ■金属くず | □廃酸 | □動物の糞尿※ |
| ■ガラスくず及び
陶磁器くず | □廃アルカリ | □動物の死体※ |
| | □ゴムくず | □13号廃棄物 |

※業種指定のある品目

特定の業種が排出した場合だけ産業廃棄物となる品目

（その他の業種から排出された場合は一般廃棄物となる）

産業廃棄物の品目は法律上20品目だけ

建設業の現場では産業廃棄物を分別する際、廃石膏ボードやダンボール、コンクリートガラなどいろいろな種類があります。

（木住協「住宅新築廃棄物の処理に関する調査報告書」 参照）

■品目以上に細かく分別されるもの（例）

品目	細かな分別
紙くず	ダンボール
	紙くず
ガラスくず及び 陶磁器くず	石膏ボード
	ガラスくず及び 陶磁器くず
がれき類	がれき類
	コンクリートがら



廃棄物処理法上では産業廃棄物は20品目に分類されます。現場や工事の内容にもよりますが建設業に関わる品目はそのうち■の8品目程度が主な品目となります。

現場で同じ紙くずでもダンボールとその他の紙くずを分別することはよくあります。これは、細かく分別をすることで産業廃棄物のリサイクル率を上げたり、有価物として売却できるようにしたりすることができるからです。そのため、現場では法律上の品目よりもより細かく分別すべきです。

今回のポイント！

◇法律上の品目以上の現場分別は
リサイクル率向上のため。

Q 5 産業廃棄物の安定型・管理型ってなに？

20品目のうち性状の変化がないものを安定型、あるものを管理型と言います。



◇こんなことしていませんか？◇

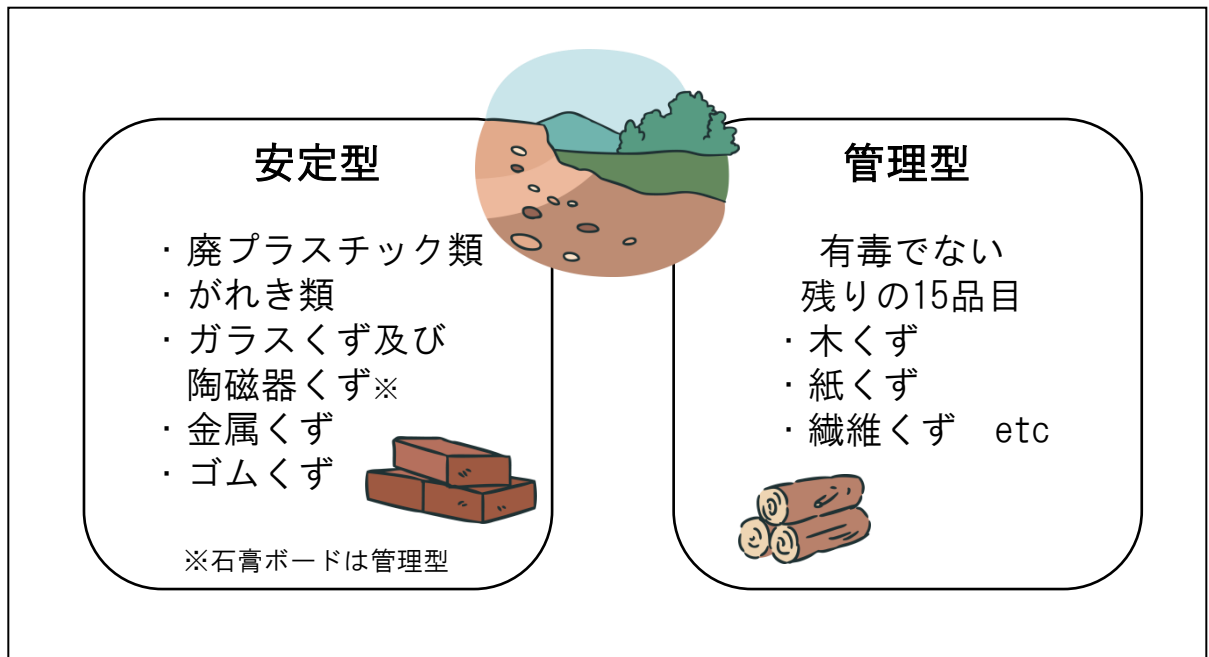
- ① 現場の掃きゴミを安定型混合廃棄物として処分した。

埋め立てられる際の最終処分場の種類で分かります

安定型・管理型産業廃棄物という呼び方は法律用語ではなく、最終処分場の種類からみた産業廃棄物の分類の方法です。

最終処分場は埋立地の能力によって安定型、管理型、遮断型という3種類に分類されます。遮断型は有毒な産業廃棄物を埋め立てます。安定型は性状の変化がない図の5品目を埋め立てます。管理型は有毒でなく、安定型の処分場では埋立できない残りの品目を埋め立てます。

このことから一般的に安定型最終処分場に埋め立てられる5品目を安定型産業廃棄物と言い、有毒でなく安定型でもない残りの品目を管理型産業廃棄物と言います。



① 現場の掃きゴミは管理型混合廃棄物

安定型産業廃棄物である5品目による混合廃棄物を安定型混合産業廃棄物、管理型産業廃棄物を含む混合廃棄物を管理型混合産業廃棄物と呼ぶこともあります。現場の掃きゴミには木くずの粉や石膏ボードの破片などが混ざります。それらを手作業で完全に分けることは不可能であるため、掃きゴミなどは管理型混合廃棄物として処分されるべきとされています。

管理型の埋立処分は安定型の処分に比べ、処分費がおよそ2～3倍高くなります。再資源化の視点からも、コストの視点からも産廃の分別が重要であると言えます。

今回のポイント！

◇安定型・管理型は最終処分場の種類からみた分類方法！

Q 6 委託契約は委託後にすぐ結べば大丈夫？

委託後ではいけません。
契約は事前に結びます。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 1回だけの委託だったので契約はせずに委託した
- ② 急な排出だったので委託した後に慌てて契約した

契約の結び方にもルールがあります。

産業廃棄物を処理業者へ委託する際には産業廃棄物処理の委託契約が必要です。契約には3つの基本となるルールがあります。

1. 処理委託の前に契約する

委託契約は処理業者へ委託をする廃棄物の情報を伝え、処理業者が処理できる能力を持っているかを確認するために重要です。そのため、契約書は必ず委託する前に結びます。

2. 書面で契約する ※e-文書法などに基づいて電磁的に作成・保存することは可能です

契約は書面で行われることが法で定められています。記載事項についても法律で定められています。

基本のルール	根拠となる条文（一部抜粋）
①処理委託の前に契約する	【法 第十二条第六項】 運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない
②書面で契約する	【施行令 第六条の二 一項第四号】 <u>委託契約は、書面により行い、</u> ・・・（以下略）
③契約終了日から5年間保存する	【施行令 第六条の二第五号】 委託契約書及び書面をその <u>契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること</u> 【施行規則 第八条の四の三】 令第六条の二第五号の <u>環境省令で定める期間は、五年とする</u>



3. 契約終了日から5年間保存する

契約の開始日ではなく終了日であることに注意が必要です。また、更新のため同じ業者と契約を巻き直すことがあります。古い契約が自動更新だった場合、解約をしなければ原則その契約も有効となるため、いつまでも保存しなければいけなくなります。契約の巻き直しの際には古い契約の解約も行うようにしましょう。

①② 事前の契約に例外はありません！

たとえ少量だったり一度きりの委託であっても事前の契約なく委託をすれば委託基準違反（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科）の対象となります。

今回のポイント！

◇産業廃棄物処理委託契約には
3つの基本ルールがある！

Q 7 契約書に添付された許可証は何を見れば良い？

許可証で必ずチェックすべき
ポイントは4つあります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 契約書は署名、捺印だけで添付書類は見ていない

① 許可証は添付されているだけでは不十分です。

産業廃棄物の委託を行う際に、処理業者の許可証の写しを契約書に添付することが義務付けられています。許可証は処理業者が処理できる地域や品目などの重要な情報が記載されています。図の4つのポイントを確認し、委託しようとしている産業廃棄物の処理が本当に可能かどうか確認しなければいけません。許可証にない品目を委託したり、期限の切れている業者に委託をすれば、無許可業者への委託とみなされる場合があります。（無許可業者への委託：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

許可番号 [REDACTED]

1 産業廃棄物処分業許可証

住所 [REDACTED]

氏名 株式会社 [REDACTED] 代表取締役 [REDACTED]

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

2 京都市長 門川大 作

3 許可の年月日 平成 25年 7月 1日
許可の有効年月日 平成 32年 6月 30日

1. 事業の範囲

【事業の区分】 中間処理（選別・破碎）

4 【取り扱う産業廃棄物の種類】

① 廃プラスチック類 ⑤ ゴムくず
② 紙くず ⑥ 金属くず
③ 木くず ⑦ ガラスくず
④ 繊維くず ⑧ がれき類

以上 8 種類

1 許可証のタイトル

委託先の業者がどの処理業で許可を持っているか確認します。

2 許可を受けた行政区

許可証はここに記載のある行政区での許可です。複数地域で運搬などをする場合は各行政区の許可証が必要です。

3 有効期限

期限の切れた許可は原則無許可と同じです。

4 許可品目

ここに記載のない品目は扱うことができません。

今回のポイント！

◇ 契約書に添付された許可証から
委託可能な範囲を確認する！

Q 8 紙マニの照合確認欄にサインは絶対必要？

必須ではありません。
照合確認欄は返送の
確認のために利用します。



照合確認欄の正しい使い方

一般的な紙マニフェストであれば右下に、建設系産業廃棄物用の紙マニフェストであれば右上に「照合確認欄」という部分があります。

交付の時点でこの欄にサインをしなければいけないと誤解されることがありますが、照合確認欄はB2・D・E票の返送があった際に、返送期限※1が守られているかを確認するためのものです。

廃棄物処理法で定められている紙マニフェストの必須記載事項は図の10項目です。そのため、照合確認欄にサインがないと不備になる、ということはありません。

照合確認欄は返送期日を確認するためのものなので、交付の時点で照合確認欄にサインがあることはむしろ不自然ということになります。

紙マニフェストには交付担当者や、運搬受託者等のサインが記載される欄が複数あるため、このような誤解が生まれていると言えます。法律で定められた必須の記載事項とその他の欄の使い方を正しく理解することは不備をなくし、管理の効率をあげることにもつながります。

産業廃棄物管理票 建設系産業廃棄物マニフェスト(A)

交付年月日 ① 年 月 日 交付番号 96277959116 交付担当者 氏名 ② 事前協議 番号/年月日等

排出事業者 氏名又は名称 ③ 住所 〒 事業場 (作業所) 所在地 〒 ④ 名称 電話番号

積替え・保管 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m ³ , 袋)		数量		管理型品目		数量		特別管理産業廃棄物		数量		形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業廃棄物	数量	形状	数量	形状	荷姿	数量	荷姿
01 コンクリートから		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石膏等		1 固形状		1 バラ			
02 アスコンから		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず						2 泥状		2 コンテナ			
03 その他がれき類				13 木くず						3 液状		3 ドラム缶			
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず								4 袋			
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量									
06 金属くず				16 混合 (管理型含む)											

中間処理 産業廃棄物 (管理型交付者 (処分委託者) の氏名又は名称 及び管理票の交付番号 (登録番号) 1 帳簿記載のとおり 2 当欄記載のとおり

最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称 1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり ⑧

運搬受託者 (収集運搬業者) (1)		運搬受託者 (収集運搬業者) (2)		運搬先の事業場 (処分業者の処理施設)	
住所 〒 ⑨	住所 〒	所在地 〒	住所 〒	所在地 〒	住所 〒
氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
積替え・保管 1. 有 2. 無	積替え・保管 1. 有 2. 無	積替え・保管 1. 有 2. 無	積替え・保管 1. 有 2. 無	積替え・保管 1. 有 2. 無	積替え・保管 1. 有 2. 無
処分委託者 (処分業者)	処分委託者 (処分業者)	処分委託者 (処分業者)	処分委託者 (処分業者)	処分委託者 (処分業者)	処分委託者 (処分業者)
住所 〒	住所 〒	住所 〒	住所 〒	住所 〒	住所 〒
氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称	氏名又は名称
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
有価物拾集 1. 有 2. 無	有価物拾集 1. 有 2. 無	有価物拾集 1. 有 2. 無	有価物拾集 1. 有 2. 無	有価物拾集 1. 有 2. 無	有価物拾集 1. 有 2. 無

運搬の受託 (1) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は実印) 運搬の受託 (2) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は実印) 処分委託 (受託) 会社名及び処分委託担当者名 (サイン又は実印) 処分委託 (受託) 会社名及び処分委託担当者名 (サイン又は実印) 最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称 (委託契約書記載の最終処分場所については、処分先を記載可)

発行元：建設六団体副産物対策協議会 取扱元：建設マニフェスト販売センター

- ① 交付年月日と交付番号 ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ② マニフェスト交付担当者の氏名 ⑧ 最終処分を行う場所の所在地
- ③ 排出事業者の氏名又は名称と住所 ⑨ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称と住所
- ④ 排出事業場の名称と所在地 ⑩ 運搬先事業場の名称と所在地、積替え保管を行う場合はその所在地
- ⑤ 産業廃棄物の種類と数量
- ⑥ 石綿含有廃棄物が含まれる場合はその量

今回のポイント！

◇照合確認欄は返送期限※1が守られているかを確認するためのもの！

※1 返送期限はB2票・D票は交付日から90日 (特管産廃は60日) 以内、E票は180日以内

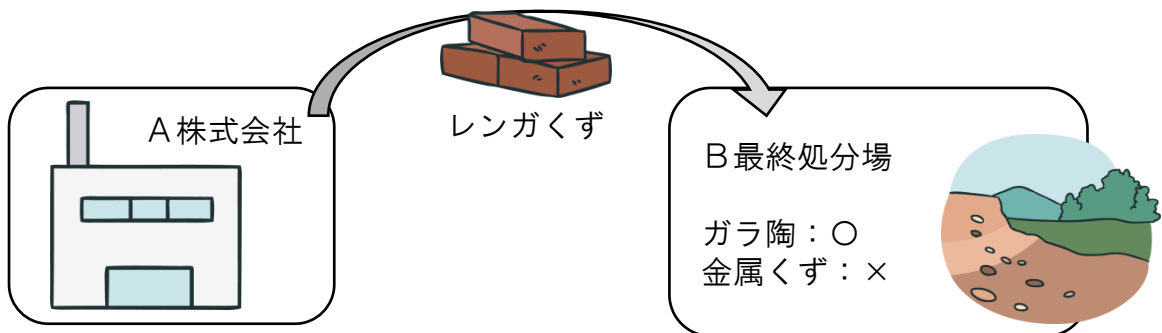
Q 9 廃棄物処理法の違反事例を教えてください？

実際に新聞報道などがあった違反事例をもとに紹介します。

※①②の事例は新聞で報道された事例を元に株式会社ユニバースが編集したものです。



① 許可品目外の処分の委託



【事例概要】

- ・ A 株式会社は金属の付着したレンガくずをガラス陶磁器くずとして最終処分業者Bに埋め立て処分委託していた。
- ・ Bは安定型最終処分場だが金属くずの許可は持っていなかった。

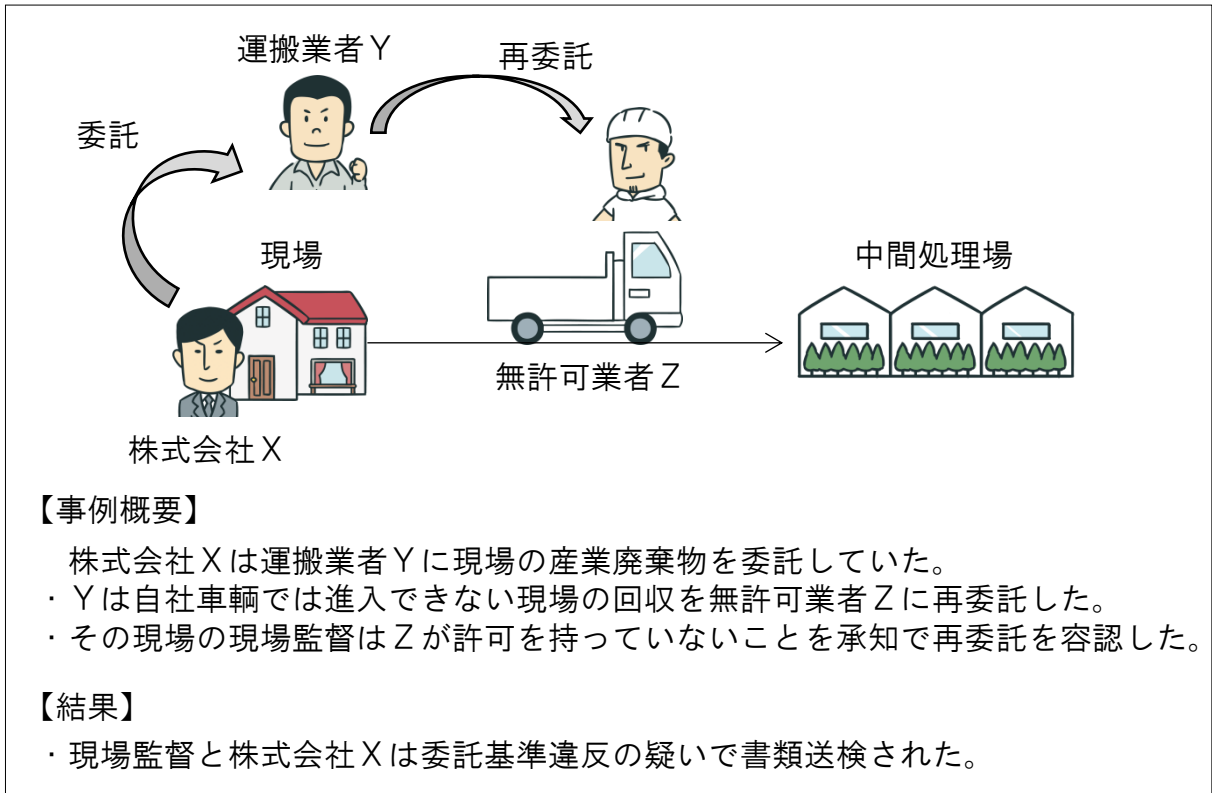
【結果】

- ・ 現場責任者と A 株式会社は委託基準違反の疑いで書類送検された。

①の事例

現場責任者は付着した金属は少量のため、ガラス陶磁器くずの許可業者で問題ないと誤解していたようです。この事例は「無許可業者への委託」となるため、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」の対象となります。

② 無許可業者への委託



②の事例

現場監督は普段から委託している業者の車両が現場まで進入できず、止むを得ず無許可業者への再委託を容認したようです。この事例も「無許可業者への委託」となるため、廃棄物処理法に規定される「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」の対象となります。

どちらも「たぶん大丈夫」「しょうがない」という安易な判断が招いた結果といえます。

今回のポイント！

◇安易な判断は罰則の
リスクを引き上げる！！

Q10. 排出事業者としてどのような罰則があるの？

不法投棄、委託基準違反、
管理票交付義務違反など様々
な罰則があります。



◇こんな風に思っていないですか？◇

- ①少量なら大丈夫。
- ②不適正処理なんて他人事なんじゃ…

①② 安易な委託は大きな罰則につながる

廃棄物処理法の罰則は数多くあります。その中で排出事業者に関連する代表的な罰則を一覧にまとめました。例えば、一部に例外となる規定もありますが、収集運搬業許可を持たない業者に現場から廃棄物を運搬させると、無許可業者への委託として委託基準違反（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）となります。さらに不法投棄、焼却禁止違反では法人両罰規定にて法人に対して最大3億円の罰金が定められています。

＜5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科＞（法人両罰規定あり）

廃棄物の投棄禁止違反	廃棄物の不法投棄（未遂も含む）	法人両罰規定 最大 3億円
廃棄物の焼却禁止違反	廃棄物を野焼きした（未遂も含む）	
法第25条に基づく委託基準違反	無許可業者へ処理の委託をした など	

＜3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科＞（法人両罰規定あり）

法第26条に基づく委託基準違反 再委託禁止違反	委託契約書の未締結のまま処理を委託した など
----------------------------	------------------------

＜6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金＞（法人両罰規定あり）

管理票義務違反	未交付、未記入、虚偽記載や5年間保存しなかった など
---------	----------------------------

直接罰：違反したらその時点で罰則の対象となるもの。

間接罰：指導→勧告→命令があり、命令にも応じない場合に罰則の対象となるもの。

法人両罰規定：罰則は原則行為者個人に科されるもの。法人両罰規定は行為者個人に加え、個人が所属する法人にも罰金を科す規定。

また、委託した処理業者が不適正処理を行った場合、マニフェストや契約書に不備があれば直接罰が科される可能性に加え、排出事業者責任として、撤去協力依頼や措置命令が出されるリスクも高まります。協力依頼や措置命令が出されると、企業名の公表や、廃棄物の処理費用にトン当たり約5万円の費用負担を求められた事例もあります。

契約書や管理票の管理を徹底することで直接罰だけでなく、こういった不適正処理に巻き込まれた際のリスクも最小限に抑えることができます。

今回のポイント！

◇法令遵守は直接罰を受ける以外の
リスク回避にもつながる！

Q11. 電マニと紙マニはどっちがいいの？

電子マニフェストです。
紙マニフェストの管理に、
煩雑さやリスクを感じたら
検討しましょう。



◇こんなことになっていませんか？◇

- ①まとめて保存しているので保存期間が分からない。
- ②少量なので交付状況の報告はしていない。

①② 電子マニフェストは保存や毎年報告が不要

紙マニフェストは各伝票をそれぞれ5年間保存しなければいけません。もし、紛失したり誤って廃棄したりすると、保存義務違反として6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金の対象となります。

日本産業廃棄物処理振興センターのJWNETが運営する電子マニフェストは、紙マニフェストと同じ廃棄物情報をインターネット上のシステムに登録し、その後もすべてインターネットで管理します。そのため、廃棄物情報がJWNETのサーバーへ自動的に保存されるとともに、紙マニフェストで必要な毎年の行政への交付状況報告も不要となります。

区分		紙マニフェスト 	電子マニフェスト 
直接的な費用 (代金・登録料)		¥25,000- (25円/枚)	¥30,000 (30円/枚) ※1
間接的な費用		保存に関わる費用 (保存スペースやファイル等)	—
業務	行政への報告	集計作業に数日～1週間※2 (前年度交付分を6月末に提出)	— (JWNETによる代行)
	保存	返送を受けた日から5年間保存	— (JWNETによる代行)

※1 B料金を採用、税抜き

※2 本想定は集計システム等は使用せず事務員が1日8時間作業をした場合を想定

図は年間1,000枚マニフェストを交付する場合の比較です。紙マニフェストと電子マニフェストのどちらを選択するかは自由です。電子マニフェストを導入するかは、1枚当たり30円のコストに対し、それ以上の業務効率UPができるかという点が1つの判断基準です。

リスク回避という視点も大切！

紙マニフェストは直接記載するのに対して、電子マニフェストはシステムへ登録するため、必須記載項目に漏れがあればエラーとなり、記載漏れが起こることはありません。

マニフェストの記載不備等のリスク回避という点では、交付枚数が少量であっても電子マニフェストを利用するメリットがあります。

今回のポイント！

◇交付枚数が少量でも電マニを利用するメリットはある！！

Q12. 建設リサイクル法ってどんな法律？

建設廃棄物の分別・リサイクル
を推進する法律です！



◇こんな風に思っていないですか？◇

① 建設リサイクル法は解体工事だけが対象でしょ？

排出量の多い建設廃棄物の再資源化を促進する法律

建設リサイクル法は、平成12年に制定されました。建設工事から排出される建設廃棄物は、発生量が多く、ミンチ解体されてしまうと埋立を行うしかないことから、最終処分場の逼迫の原因にもなっていました。一方で、建設廃棄物の中でもコンクリートや木材などの特定建設資材は、分別することでリサイクルも可能な再資源化材です。

建設リサイクル法は、分別解体等を行うことによって、建設廃棄物のリサイクル率を向上させることを目的にしています。

■特定建設資材（図は環境省「建設リサイクル法リーフレット」より）

①コンクリート		②コンクリート及び鉄から成る建設資材（U字溝等）※	
③木材		④アスファルト・コンクリート	

工事の種類	対象となる基準	
建築物の解体	延べ床面積	80㎡以上
建築物の新築・増築	延べ床面積	500㎡以上
建築物の修繕・模様替等（リフォーム）	工事金額	1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額	500万円以上

① ほぼすべての解体工事とその他大規模工事も対象

主に建設リサイクル法の対象となる工事は、解体する部分の延べ床面積が80㎡以上となる解体工事です。また、その他の工事でも500㎡以上の新築工事、1億円以上のリフォーム工事、500万円以上の工作物に関する工事といった大規模な工事も対象となります。

建設リサイクル法の対象となる工事は、解体工事が中心ですが、新築工事や外構工事でも対象となる場合があることに注意が必要です。

特に対象外だと誤解されやすい例として、新築工事でも対象となる延べ床面積500㎡以上という基準は、契約単位ごとに判断するため、1つの契約で100㎡の住宅を5棟新築する工事でも対象となります。アパートと母屋の同時工事などでも対象となる場合があります。

また、工作物に関する工事では工事金額500万円以上で対象となるため、アプローチやカーポートなどの外構工事を行う場合にも対象となる可能性があります。

今回のポイント！

◇解体工事以外でも工事の規模や契約形態によって対象となる工事もある！

Q13. 建設リサイクル法ってどんな手続きが必要になるの？

着工前の届出やお客様に協力
いただく部分もあります！



建リ法対象工事の手続きは8ステップ

建設リサイクル法の対象となる工事を行う際には、着工前の事前の届出から廃棄物の処理完了後の報告まで全体で大きく8つの手続きが必要となります。

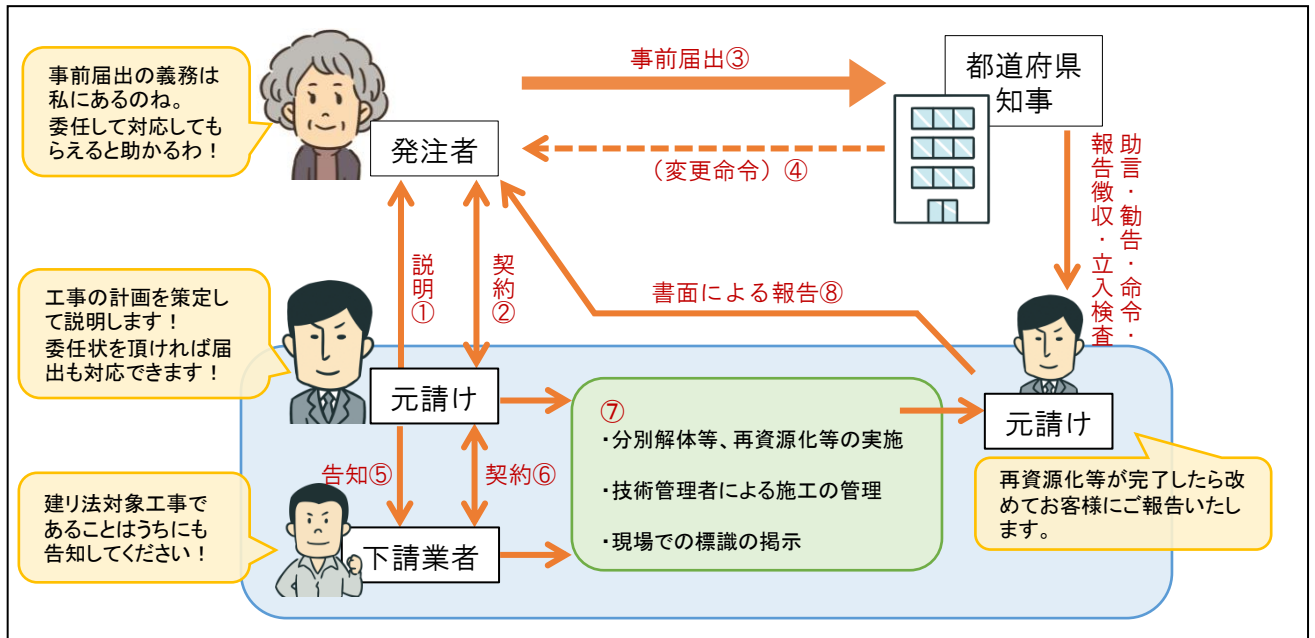
工事着工前にやるべきこと

図の①～⑥までは工事の着工前に行います。①②発注者へ工事の計画等について書面で説明し、契約を結びます。

③発注者は①の説明をもとに工事の7日前までに都道府県知事※へ届出を提出しなければいけませんが、委任を受けて、建設業者が提出することも可能であり、建設業者が代行することが一般的です。しかし、この届出は発注者の義務であり、これを怠ると発注者が最大で20万円の罰金の対象となってしまいます。

⑤⑥工事を他の業者へ下請けさせる場合には届出事項について告知の上、②と同様に契約を結ばなければいけません。

※実際の届出窓口は各地域の建築指導課等（参考URL：国土交通省「建設リサイクル法 届出窓口一覧表」）
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/ichiran1.htm>



※建設副産物リサイクル広報推進会議パンフレットを参考 (<http://www.suishinkaigi.jp/publish/pdf/pumphlet1.pdf>)

施工中に守らなければならないこと

⑦実際に工事を行う際には、現場での標識の掲示や分別解体の実施、技術管理者による施工の管理、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を行わなければいけません。

工事後にも行わなければならないこと

⑧特定建設資材の廃棄物の再資源化等の完了を確認したら、その結果を発注者へ書面で報告し、再資源化等の実施状況を記録・保存しなければいけません。

自治体によっては、この再資源化等の完了を自治体にも報告するように条例で定めているところもあるので条例の確認も大切です。

今回のポイント！

◇建り法の届出を怠るとお客様が罰則の対象になる！

Q14. 家電リサイクル法への対応はどうすればいい？

家電リサイクル法の対象製品
はお客様の責任で処理して頂
きます。



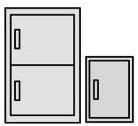
◇こんなことしていませんか？◇

- ① お客様に任せていたら着工が遅れるので工事のついでに処理している

① 廃家電の処理を引き受けると無許可営業に

家電リサイクル法の対象となる家電は、主にエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機があります。これらの家電も家具などの残置物と同様に一般廃棄物となるので、工事のついでだといって、お客様から処理を引き受けると、一般廃棄物処理業の無許可営業となり、5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金の対象となります。

お客様が家電リサイクル法による処理をする場合には、家電の種類や製造業者ごとに定められたリサイクル費用を、家電リサイクル券を購入することで負担しなければなりません。また、その廃家電の処理する方法は大きく2つあります。

エアコン		・ 埋め込み型・天吊り型は対象外
テレビ (ブラウン管式) (液晶・プラズマ式)		・ パソコン用のディスプレイは対象外
冷蔵庫・冷凍庫		・ ショーケースなど業務用の製品は対象外
洗濯機・衣類乾燥機		・ 乾燥機能付き換気扇は対象外

※対象機器かどうかは製品に貼付されたラベルやメーカーに問い合わせることで確認できます。

1. 家電小売店へ処理を依頼する

小売店には販売した家電を引き取る義務があるため、購入した小売店に依頼することで処理してもらうことができます。

2. 市区町村へ処理を依頼する

自治体によっては廃家電の処理を行っているところもあるため、そのような自治体であれば自治体のルールに従って処理を依頼することができます。

どちらの場合でもリサイクル券の他に運搬費や取り外しの作業費が発生することもあります。

家電リサイクル法の対象となる廃家電については、家電リサイクル法の手続きなどを着工前に余裕をもって説明の上、お客様に処分して頂きましょう。

今回のポイント！

◇お客様の作業も見越した
工事計画が大切！

Q 1 優良認定を取得した処理業者に 産廃管理を全部任せても良い？

いけません。
産業廃棄物の管理責任はあく
まで排出事業者にあります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①優良認定業者に委託した分のマニフェストは返送確認をしていない。
- ②優良認定業者との契約なので何も確認せず締結した。

処理業者の優良認定は業者選択の基準の1つ

優良産廃処理業者認定制度は平成23年4月から運用を開始した制度です。認定を受けた業者は図のように、許可証のどこかに「優良」の印が押されます。処理業者としてはこの認定を受けることで許可期限が伸びるなどのメリットがあります。

この認定を受けるためには、会社情報を公開している、一定期間違法行為を行っていない、ISO14001などの環境マネジメントシステムを構築している、といった様々な基準を満たさなければいけません。そのため、この認定を受けている業者はコンプライアンスに対して一定以上の意識を持っていると言えます。



①② 優良認定業者へ委託しても責任は免除されない

この認定は不適正処理が行われないことを保証するものではなく、不適正処理が行われた際の排出事業者責任が免除されるものでもありません。優良認定業者への委託であってもマニフェストの交付や保存が免除されたり、契約書の不備が違反にならなかつたりということはありません。

処理業者を選ぶ際の判断基準の1つとして優良認定を取得しているかを確認することは有効と言えますが、認定を持っているからといって、産廃の処分・管理を全て任せてしまうことには問題があると言えるでしょう。

今回のポイント！

◇優良認定は不適正処理しないことを保証するものではない

Q 2. 多量排出事業者になる判断基準ってなに？

年間1,000 t（特管産廃50 t）
排出する事業者が
多量排出事業者です。



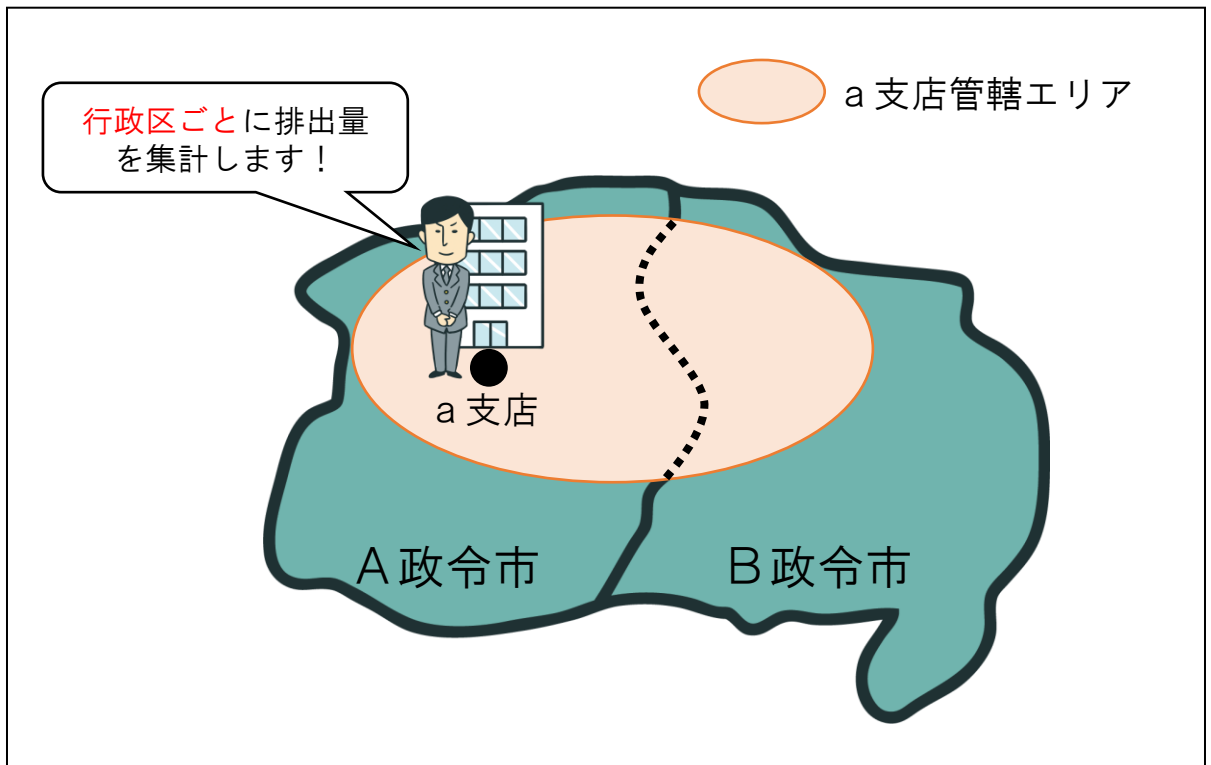
◇こんなことしていませんか？◇

①産業廃棄物の排出量を集計していない。

排出事業場を統括する拠点ごと、行政区ごとに判断！

前年度の産廃排出量が1,000t（特管産廃の場合は50 t）以上である事業場を設置している事業者を多量排出事業者と言います。多量排出事業者は産廃の減量や処理に関する計画書を都道府県又は政令市へ提出しなければいけません。（条例等で1,000t以下でも提出を求める行政区もあります。）

建設系の事業者の場合、排出事業場となる現場が点在することになりますが、そのような場合はそれらの現場を統括している拠点（支店など）をとりまとめの単位と考えます。



① 前年度分の排出量は確認するようにしましょう！

前年度の排出量を拠点（支店など）ごと、行政区（都道府県又は政令市）ごとに集計します。図の場合、a支店の担当地域全域での各現場の排出量の合計が規定量を超えていてもA政令市内、B政令市内を分けて集計すると規定量未満であればa支店は多量排出事業者とはなりません。

a支店がA政令市内での合計が規定量未満、B政令市内での合計は規定量以上であれば、産廃の減量と処理に関する計画を多量排出事業者としてB政令市にのみ提出しなければいけません。

今回のポイント！

◇排出量の基準は拠点ごと、行政区ごとに判断されます！

Q 3. 自社で運搬する場合は許可はいらない？

必要ありません。
自社運搬であれば収集運搬業
の許可は不要です。

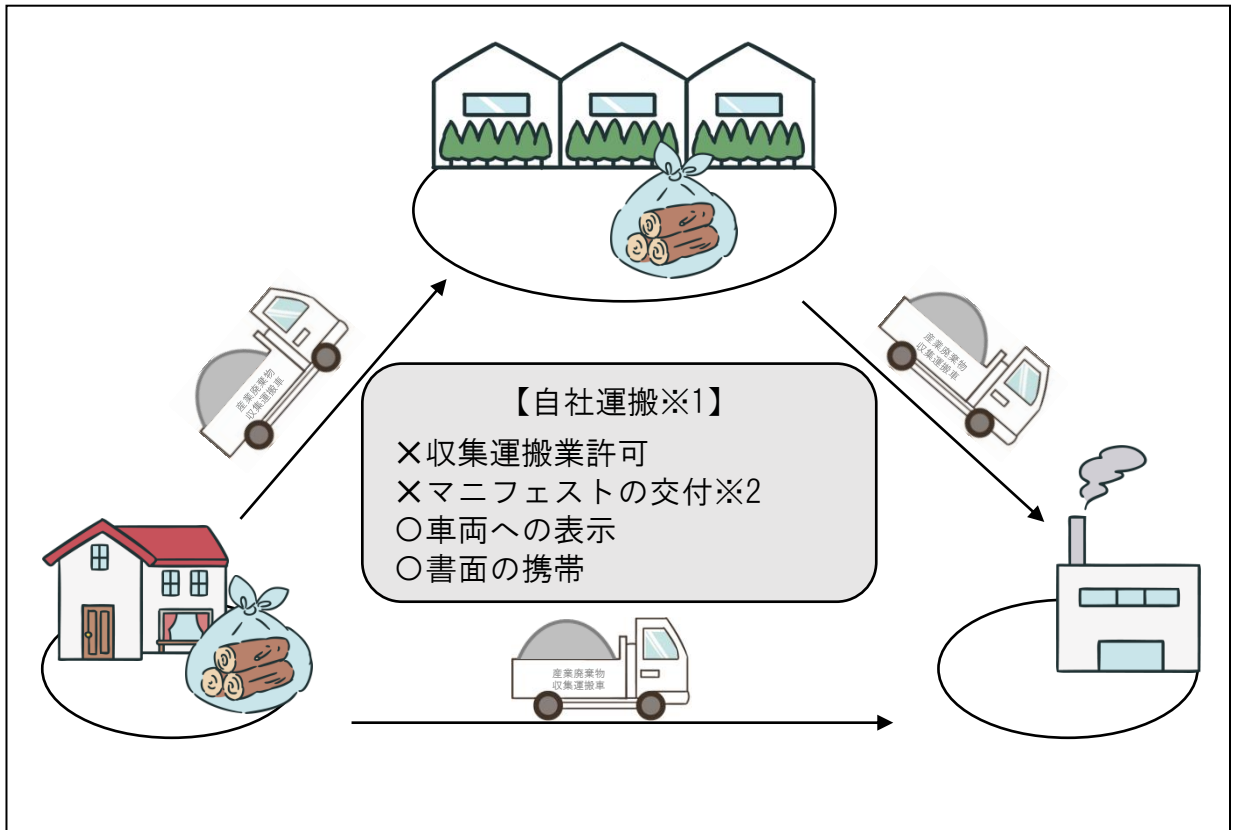


◇こんなことしていませんか？◇

- ①少量だったのでマイカーで保管施設まで自社運搬した。

自社運搬では産業廃棄物収集運搬業の許可は不要

現場に産業廃棄物を保管しておくことができない場合などに、元請業者が自ら処分場や別の保管場所まで運搬することがあります。その際、収集運搬業の許可や運搬に関わるマニフェストの交付は必要ありません。業の許可やマニフェストは処理委託に関係するものだからです。処理を委託せず、自ら運搬などを行う際には不要となります。自社で運搬を行い、処分は他社へ委託する際は処分業者へ引き渡す時にマニフェストの交付が必要となります。



※1 排出事業者と直接雇用関係にある者が、自社が排出した廃棄物を運搬する行為。

※2 運搬の委託に関するマニフェストの交付は不要ですが、処分を委託する際にはマニフェストの交付は必要です。

① 車両の表示や書面の携帯は必要です！

自社運搬であれば許可やマニフェストは不要ですが、運搬車両に産業廃棄物の運搬車両であることの表示、運搬している廃棄物や運搬先などの情報が記載された書面を携帯しておくことは必要です。そのため、表示の無いマイカーや営業車などで自社運搬を行うことはできません。これらは、委託かどうかにかかわらず、産業廃棄物を運搬する際に必要となるものです。

今回のポイント！

◇自社運搬でも守らなければいけないルールがある！！

Q 4 石綿は戸建住宅では外装にしか使われていない？

いいえ。
外装の他に一部内装に使用されている可能性があります。



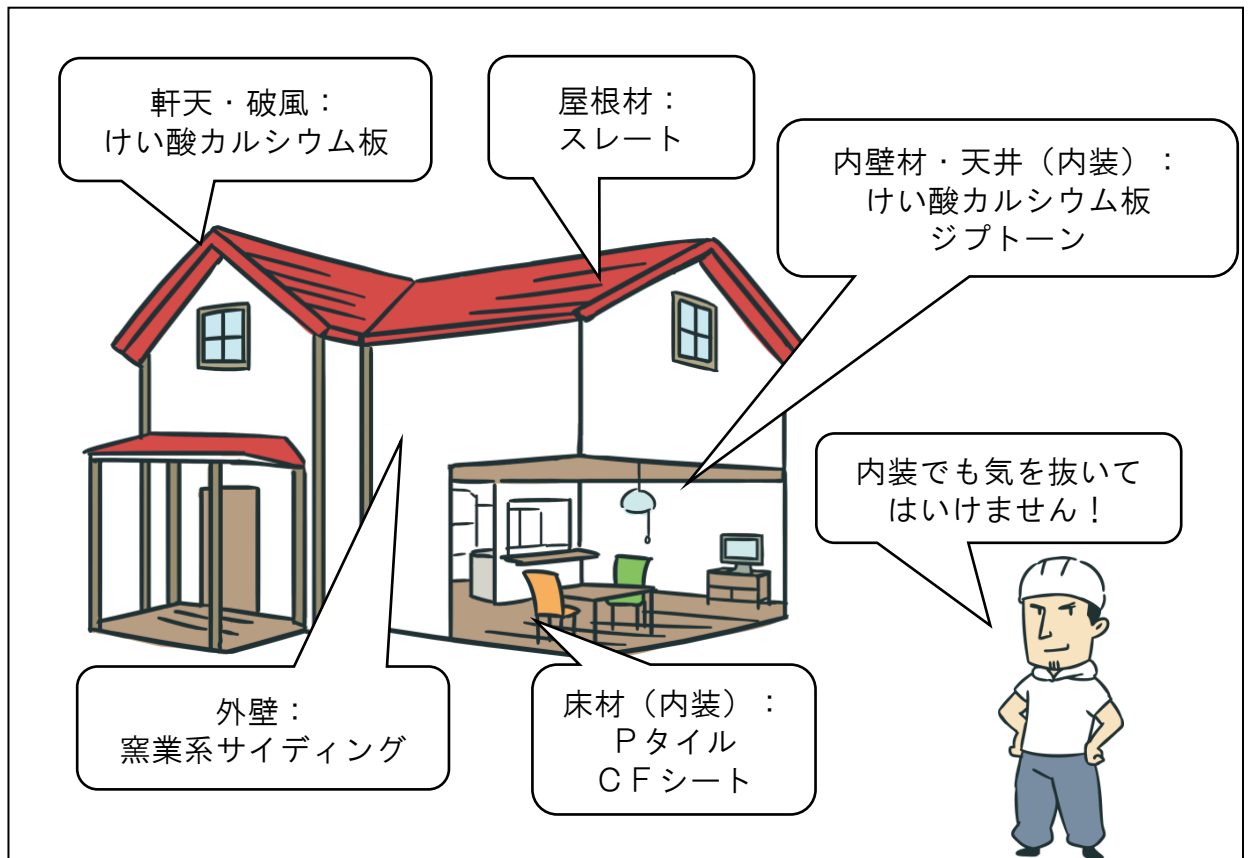
◇こんなことしていませんか？◇

①内装のリフォームなので石綿の確認をしなかった。

① 一部の内装にも使用されている可能性があります。

非飛散性アスベスト（レベル3）は、一般住宅では主に屋根材（スレート）や外壁材（サイディング）に使用されていましたが、その他にも住宅の内装材にも使用されています。そのため、解体工事以外でも室内の一部を改装するリフォーム工事などで石綿含有産業廃棄物が排出される可能性があります。

石綿に関する規制は石綿障害予防規則、大気汚染防止法によって事前調査が義務付けられています。また、石綿含有産業廃棄物が排出される場合は廃棄物処理法によってその処理方法なども規定が定められています。



※図は使用例の一部です。詳しくは国土交通省パンフレット
「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」を参照。

石綿含有建材の製造は1960年代から2004年に禁止されるまでの間が製造期間と言われています。そのため大気汚染防止法では2006年9月以降に建てられたもの、改築等された部分に関して解体や改装を行う場合は事前調査の対象外としています。住宅の解体工事・リフォーム工事を行う際は建物の建てられた時期を確認し、事前調査にて上図のような箇所に注意をしましょう。

今回のポイント！

◇内装材でも石綿含有産業廃棄物がある可能性あり！

Q 5 石綿の処分契約は破砕や圧縮の 中間処理業者と結んで大丈夫？

いけません。
石綿含有産業廃棄物の処分は
基本的には埋立処分です。



◇こんなことしていませんか？◇

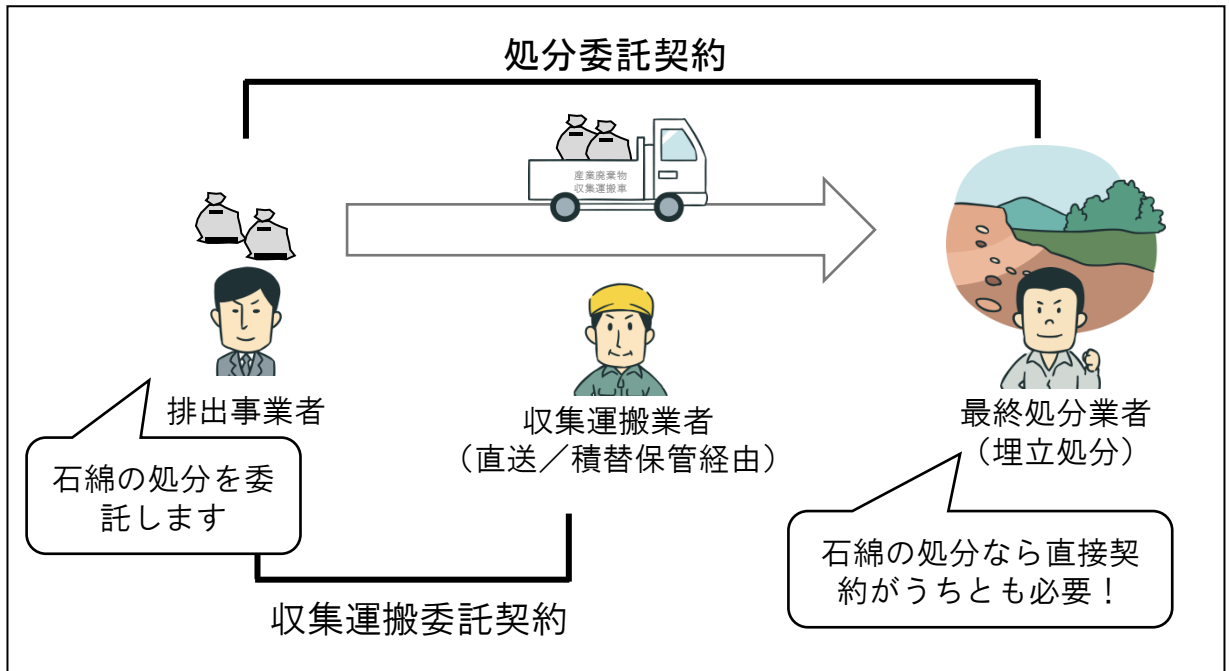
- ①他の産業廃棄物と一緒にまとめて委託している。
- ②石綿含有産業廃棄物の荷姿をバラでマニフェストを
交付している。

① 石綿含有産業廃棄物の処分は埋立処分が基本

石綿含有産業廃棄物とは一般的に建設現場で使われる「石綿」のことを言います。非飛散性アスベストで、普通産廃として扱われます。

飛散性の高いアスベストは「廃石綿等」と言い区別されます。廃石綿等は特別管理産業廃棄物となります。

石綿含有産業廃棄物は飛散防止のため、破砕や圧縮といった中間処理を行うことは原則禁止されています。石綿含有産業廃棄物の処理は、梱包したまま最終処分場で埋め立て処分することが一般的です。最終処分場への運搬は現場から直送するか、積替保管施設を経由して搬入します。



産業廃棄物の処理委託契約は一次処分（廃棄物が最初に処分される）までの業者と直接結ばなければいけません。そのため、石綿含有産業廃棄物の埋立処分を委託する場合は、中間処理業者ではなく最終処分業者と直接契約を結ばなければいけません。

② 石綿含有産業廃棄物は飛散防止対策が必要！

石綿含有産業廃棄物（成形板など）は非飛散性ですが、運搬中などに割れると飛散するため、袋詰めやシートで覆うなどの飛散防止対策が必要となります。そのため、石綿含有産業廃棄物を委託する際の契約やマニフェストに荷姿をバラとして記載していると書類上は飛散防止対策がとられていないことになってしまうため注意しましょう。

今回のポイント！

◇石綿の処理は破砕等の中間処理業者に委託してはいけません。

Q 6 確実にリサイクルされるものでも産業廃棄物？

事業活動に伴って排出された
廃棄物なら産業廃棄物です。



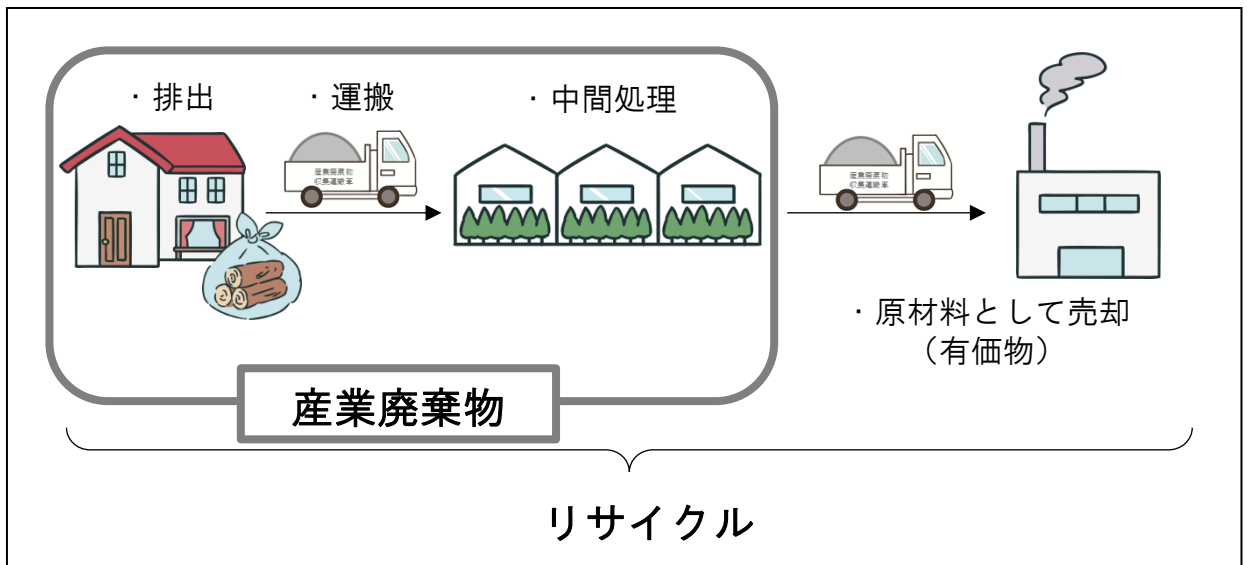
◇こんなことしていませんか？◇

- ①再生されることが確実なのでマニフェストを交付せず委託した。

① 「リサイクルか」と「産業廃棄物か」は別問題

産業廃棄物は「事業活動に伴って排出された廃棄物」です。排出された廃棄物がリサイクルされるものかどうかということとは関係ありません。確実にリサイクルされるならば産業廃棄物として扱わなくて良いと誤解されることがあります。

この誤解の要因の一つに廃棄物処理法で定められた「専ら物※1（もっぱらぶつ）」というものがあります。これは「専ら物を専ら業者※2へ委託する」という限定的な条件のもと、マニフェストの交付が免除されるという規定です。委託契約書などのその他の産業廃棄物の委託基準は守らなければいけません。



排出の段階から有価物として取引をする場合は、そもそも廃棄物ではないので廃棄物処理法の対象外となります。

図のように中間処理後に有価物として取引される場合でも中間処理が完了するまでは産業廃棄物ですので、収集運搬業者や中間処理業者とは委託契約の締結やマニフェストの交付が必要となります。

確実にリサイクルされるからと言って、委託契約の締結やマニフェストの交付をせず、無料引取業者※3に引き渡したりすると、委託基準違反といった法令違反になります。リサイクルされるかどうかに関わらず、産業廃棄物は委託基準に沿って処理するようにしましょう。

※1 「もっぱら再生利用の目的となる廃棄物」のこと。古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の4種類がある。

※2 「専ら物」のみを専門に扱う業者のこと。

※3 廃棄物処理に関する許可を持たず、委託契約もなしで無償回収する業者。

今回のポイント！

◇確実にリサイクルされるものでも
排出時は産業廃棄物！

Q 7 許可証は更新中なら期限切れでも大丈夫？

更新申請が受理されていれば
期限切れでも大丈夫です。



◇こんな風に思っていないですか？◇

- ①期限切れは問答無用でアウト。
- ②許可証の添付があれば期限は気にしない。

① 更新申請が受理されていればセーフです

廃棄物処理法では第14条に次のような規定があります。

廃棄物処理法 第14条（一部抜粋）

- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

産業廃棄物の委託契約書等に添付されている処理業者の許可証には有効期限があり、処理業者は期限までに行政へ更新申請を行わなければいけません。

一般的にこの許可更新の手続きには受理から2ヶ月かかります。

■自治体の許可更新申請受領印の一例

<東京都>



<神奈川県>



※更新申請書の書式や印の形、文言、捺印場所などは自治体などにより異なります。

そのため、許可期限間近に更新申請を行うと、行政の審査期間中に許可期限が切れてしまう場合があります。そういった際には法第14条にある通り、更新の可否の結果が出るまではこれまでの許可が有効と見なされます。

② 受理されていなければアウトです

従前の許可が有効となるのはあくまで更新申請をして書類が受理されてから、その結果が出るまでの期間です。審査の結果更新が認められなければ許可は無くなりますし、更新の意思があっても更新の書類の受理がされていなければただの期限切れと同じです。

更新申請書を行政に提出した際、上図のような受理印が表紙に押されます。許可証が更新されるまでは、この受理印が押された申請書が許可証の代わりとなります。許可期限が切れていて、更新申請中であるという業者には、申請書の表紙の写しを取り寄せ、受理印の有無と受理された日付が申請前の許可証の有効期限内であることを必ず確認しましょう。

今回のポイント！

◇申請書が期限切れの前に
受理されているかが大切！

Q 1 契約書等はデータで保存しておいてもいいの？

産業廃棄物の委託契約書等はデータ上で保存できます。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①紙manifestの保存は場所を取るのでデータだけ保存している

① 電子化して良いものとダメなものがあります。

平成17年に施行されたe-文書法により、法律で保存などが義務付けられている一部の書面がデータ上で作成・保存・交付できるようになりました。

廃棄物処理法でも契約書や運搬時の書面などがこのe-文書法の対象となっています。委託契約書は廃棄物処理法で書面にて作成することが定められていますが、これにより産業廃棄物の委託契約書を電子上で締結したり、書面で締結した契約書を電子化して保存をすることができます。（保存期間は契約終了から5年間保存）

- ・ 産業廃棄物委託契約書
- ・ 運搬時の携帯書面
- ・ 再委託の承諾の書面

など



- ・ 紙マニフェスト

など



これにより、書面の保管スペースが不要となり、データベースの作成など電子上での管理が可能となります。ただ、電子化をしてもデータの紛失や破損のリスクは発生しますので、バックアップの作成等の対応が必要です。社内体制に合わせて、全てを電子化する、履行中の契約は書面で管理し、保存だけのものは電子化する等、どの程度電子化するかを適切に判断することが大切と言えます。

また、すべての書面が電子化できるわけではありません。紙マニフェストは対象外のため、返送された伝票を電子化して原本を破棄することは廃棄物処理法違反となります。

なお、紙マニフェストはe-文書法を根拠に電子化することはできませんが、JWNETの電子マニフェストを利用することで電子データとしての管理を行うことができます。

今回のポイント！

◇電子化してはいけないものがあることに注意が必要！！

Q 2 排出事業者として処理施設の確認は義務？

法律では努力義務ですが、自治体によっては義務として定めているところもあります。



◇こんなところがあります◇

- ①直接確認と実施した記録の保存を義務付け
- ②確認の実施は義務付け、記録の保存は不要
- ③確認は電話などでも可、記録の保存は義務付け

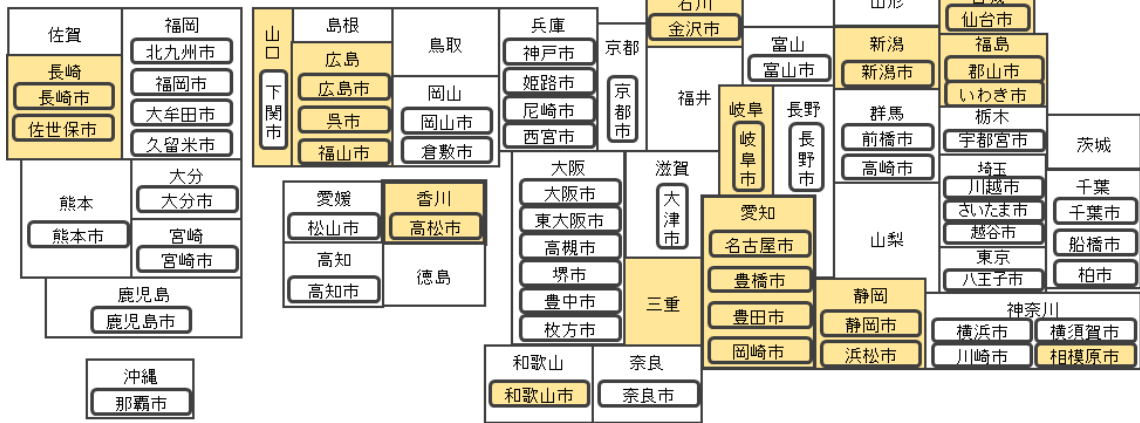
廃棄物処理法上は施設確認は努力義務ですが・・・

廃棄物処理法では処理を委託する場合の委託先に対する施設確認は確認するよう努めなければならないというように努力義務として定められており、確認しないことに対しての罰則の定めはありません。

ただし、産業廃棄物については都道府県又は政令市がその管轄となります。そのため条例の中で、地域内の処理業者へ処理を委託する排出事業者に対し、施設の確認を義務付けている自治体があります。また、その厳しさも自治体により様々です。

①のような条例を定めている行政区の1つは静岡県です。②は広島県、③は新潟県などが条例でこのように施設確認を義務付けています。もちろんここで挙げた3県はあくまで一例です。

は施設確認について法律以上の規制を定めている行政区です。義務内容は自治体により異なります。



条例で義務付けられている自治体はもちろん、そうでない自治体でも可能な限り処理業者の施設確認は実施することが望ましいと言えます。

◇排出事業者責任として施設確認は
できるだけ実施する！

Q 3 処分を委託する時に行政と事前協議がいるの？

事前に協議や届出が必要な行政区もあります。



◇こんな風に考えていませんか？◇

- ①廃棄物処理法のルールを守っていれば地方のルールは気にしなくて大丈夫。

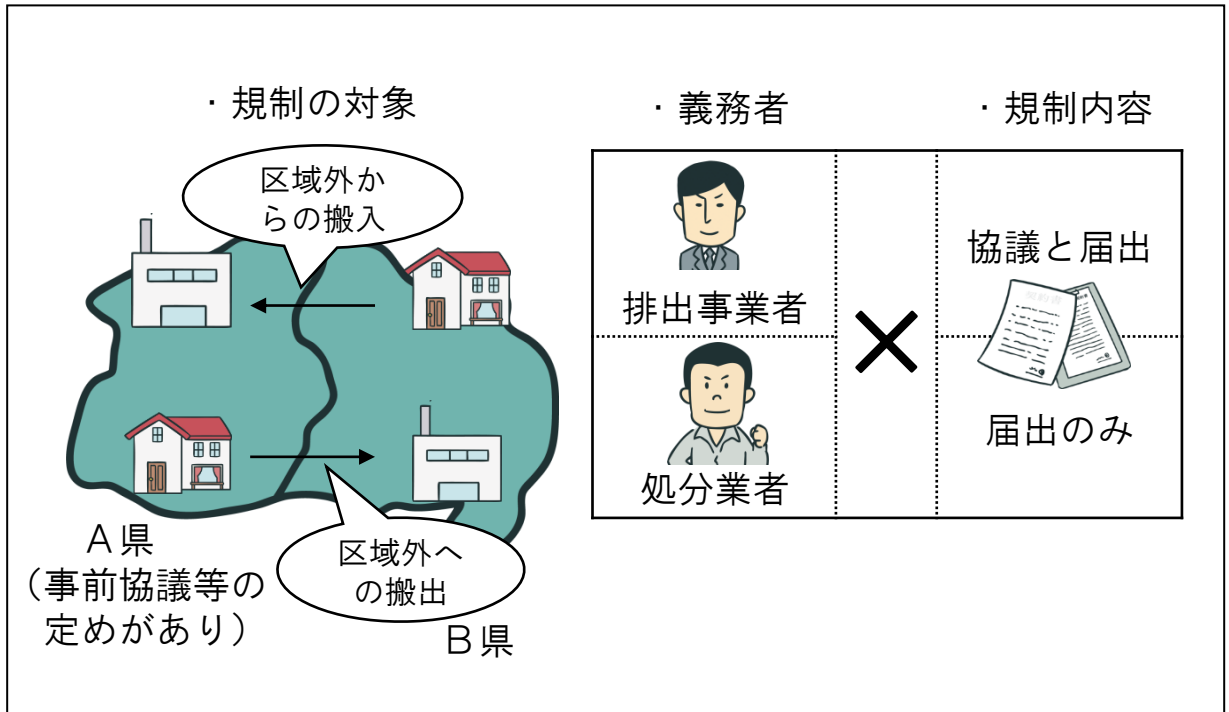
① 行政区を越えて処分を委託する際に注意が必要

都道府県又は政令市によっては、条例等により産業廃棄物の区域外からの搬入や区域外への搬出について監視・指導を効率化・迅速化するために事前協議制度等を定めているところがあります。

事前協議等とは具体的には、その自治体が廃棄物を持ち込む、あるいはその自治体の中から外へ搬出する場合などに、その量などによっては事前に届出の提出や詳しい情報の提出を求めるものです。

事前協議等の規制方法は大きく3つの項目の組み合わせで考えられます。規制の対象が搬入か搬出か、規制の義務者が排出事業者か処分業者か、規制の内容が届出と協議か届出だけか、の3つです。

パターンとしては区域外から搬入する排出事業者へ協議等を求めることがほとんどですが、受け入れる処理業者側への義務や区域外へ委



託する排出事業者への義務を定めている行政区もあります。事前協議等の内容や様式は行政区により様々ですが、規制を定めている行政区は74/113行政区あります。（平成26年10月(株)ユニバース調べ）

また、中には罰則を定めているところや、過去に不法投棄事件などがあった行政区では、そもそも区域外からの産業廃棄物の持ち込みを抑制するために事前協議等を定めているところもあります。

産業廃棄物の処理を都道府県又は政令市の区域を越えて委託する場合には排出場所の行政区と委託先の行政区の条例等についても確認することが大切です。

今回のポイント！

◇事前協議等は都道府県又は政令市の条例等によって定められている！

Q 4 許可のない下請け業者でも産廃を運搬できる？

限られた条件の下であれば、
運搬することができます。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①少量なので自社の保管施設への運搬は下請け業者へ丸投げしている

① 1つでも条件を満たさなければ罰則の対象に

廃棄物処理法により、建設工事においては元請け業者が排出事業者となることが明記されています。そのため、下請け業者が現場から産業廃棄物を運搬する場合、排出事業者（元請け）からの運搬の委託と見なされます。そのため、下請け業者が運搬を行う場合、収集運搬業の許可が必要で、委託契約やマニフェストの交付が必要となります。

ただし、下請け業者による運搬には特例があり、表の条件を全て満たす場合は下請け業者であっても排出事業者と見なして、自社運搬のように収集運搬の許可が無くても運搬が可能となります。

区分	条件	私たちが運搬するには厳しい条件があります 
運搬するための条件	新築・増築・解体工事ではない建設工事（維持修繕工事、瑕疵補修工事などであること）	
	請負金額（発注者の支払金額）が500万円以下の工事であること	
	特別管理産業廃棄物（飛散性のアスベストなど）が発生しないこと	
	1回に運搬する廃棄物は1m ³ 以下の容量であること	
	下請会社が受注した工事から発生した廃棄物のみが対象であること	
	運搬の途中で積替保管を行わないこと	
	建設現場と同一の県または隣接する県の、排出事業者が使用権限を持つ保管場所（排出事業者が委託契約した処理業者の処理施設も含む）へ運搬すること	
	保管場所からの廃棄物の処理に関しては、元請会社が排出事業者としての責任を果たすことができること	
運搬時の管理	下請会社と交わす工事請負契約に、下請会社が運搬することを定めた内容を含むこと	
	運搬時には、上記契約書の写しを携帯すること	
	運搬時には、車輛の表示や書面の携帯などの運搬時の基準が適用されること	

※表は概要です。詳細は下記環境省通知の第十六を参照。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）』

しかし、条件が該当する状況は非常に限られ、どれか1つでも条件が欠けると、収集運搬の許可を持たない業者へ運搬を委託したとして委託基準違反の罰則（法第25条 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）の対象となります。

特例を利用する際には条件の確認を厳密に行うようにしましょう。

今回のポイント！

◇収集運搬業許可のない下請け業者による運搬はあくまで特例！

Q 5. 剪定した木は産業廃棄物になるの？

建設工事に伴って排出された場合は産業廃棄物となります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①施主が選定した木くずもついでに一緒に処理した。
- ②足場設置の際に剪定した木を一般ごみで出した。

①② 剪定した木は排出状況により判断

剪定した木が産業廃棄物となるか一般廃棄物となるかは排出した事業者の業種、排出時の状況により変わります。木くずは業種指定のある品目です。建設業者が排出した木が産業廃棄物の木くずとなるのは、新築、改築、増築、解体といった建設工事から排出された場合です。

つまり、新築などに伴って足場の設置や外構工事などを行う際に剪定をしたものは産業廃棄物となり、元請業者が排出事業者として処理をしなければいけません。

例えば事業活動に伴って排出された木くずでも、建設工事を伴わずに、剪定だけをして排出された木は業種指定の条件に当てはまりませんので、一般廃棄物となると考えられます。

建設工事を伴う	建設工事を伴わない
外構工事などに伴って 排出した木くず  ↓ 産業廃棄物	業者が剪定だけを した木くず 施主が剪定 した木くず  ↓ ↓ 一般廃棄物

もちろん、施主が庭木の手入れに剪定した木くずも一般廃棄物となります。一般廃棄物となる場合は他の廃棄物と分別し、その地域のルールに従って処理します。

このように同じ木だからといっても、その排出される状況などにより産業廃棄物となるか一般廃棄物となるかは異なります。施主が剪定した木くずの処理を請け負う、あるいは工事に伴って剪定した木くずを一般ごみと一緒に出すと、無許可営業や不法投棄とみなされてしまう場合があるので注意しましょう。

今回のポイント！

◇建設業で産廃となる木くずは
建設工事に伴って排出されたもの。

Q 6 紙マニを紛失したら改めて交付してもいい？

交付しなおしてはいけません。
二重交付は虚偽の交付となる
恐れがあります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①返送された紙マニフェストを失くしたが仕方がないのでそのままにしている
- ②交付した後でA票を失くしたので同じ内容のものを交付しなおした

①② コピーをもらって保存することが望ましい

紙マニフェストは一般的にカーボン紙の7枚綴りが使われます。廃棄物処理法では排出事業者に対して、この紙マニフェストをA票は交付日から5年間、B2・D・E票は返送された日から5年間保存することを義務付けています。そのため紙マニフェストを運用する場合は、記載事項などの基準はもちろんですが、交付したA票、返送されたB2・D・E票を保存するための管理体制も必要です。

万が一これらの伝票を紛失した場合でも、改めて交付しなおすことはしてはいけません。交付しなおすと二重交付となり、実際の委託状況とは異なる、つまり虚偽の交付とみなされてしまう恐れがあります。

A票は2011年の改正により保存が義務付けられているので注意しましょう！

伝票	対応方法
A票 	収集運搬業者の控えであるB1票のコピーにて代用
B2票 	収集運搬業者の控えであるB1票のコピーにて代用 収集運搬業者の会社名・運搬担当者名・運搬終了日の記載があることを確認する
D票 	処分業者の控えであるC1票のコピーにて代用 処分業者の会社名・運搬担当者名・処分終了日の記載があることを確認する
E票 	処分業者の控えであるC1票のコピーにて代用 処分業者の会社名・運搬担当者名・処分終了日・最終処分を行った場所と所在地の記載があることを確認する



紛失してしまった場合は、他の伝票のコピーで代用することが望ましいと言えます。各伝票について処理業者が控えにあたる伝票を持っているはずなので、そのコピーをもらい、備考欄などに紛失した旨を追記して保存します。

また、紛失した伝票には排出事業場の住所など個人情報も含まれるため、そのままにはせず警察などへ届け出ることも検討することが望ましいと言えます。

もちろん伝票を紛失しない管理体制をつくることが最も重要です。電子マニフェストの利用も伝票の紛失を防ぐ管理体制の1つとして有用と言えます。

今回のポイント！

◇まずは紛失しないようなマニフェスト保存の管理体制をつくる！

Q 7 処理業者の施設確認では何を 確認すれば良い？

施設確認で欠かせない
ポイントは3つです。



◇こんなことになっていませんか？◇

①施設確認はとりあえず行って説明を聞いてくるだけ。

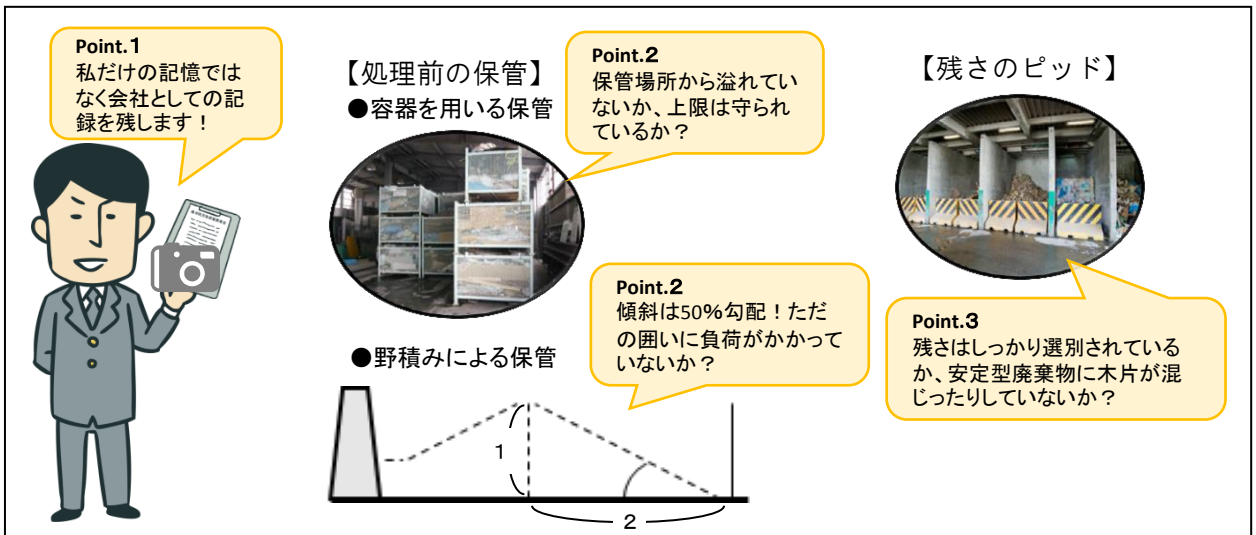
①施設見学ではなく施設確認を！

ただ施設に行って業者側の説明を聞いてくるだけであれば、「施設見学」です。より良い業者を見分けるためには3つのポイントを押さえた「施設確認」が大切です。

Point. 1 チェックシートとカメラは必ず持参！

施設確認へ行く際は、事前にチェックすべき項目や基準を整理しておきましょう。そのためにはチェックシートの作成が有効です。施設確認のチェックシートは住団連から販売されているものや全国産業廃棄物連合会が公開しているものもあります。

また、当日はカメラを持参し、施設確認の内容を社内で共有できるよう画像としても保存します。



Point. 2 廃棄物が溢れていないか確認する！

現地での確認ポイントの1つは廃棄物の保管状況です。廃棄物が保管容器の周辺に溢れていないか、飛散防止の対策がとられているか、保管場所に掲示された高さの上限を超えていないかを確認します。野積みの場合、傾斜が50%勾配以下であることなどの条件があります。

保管場所から廃棄物が溢れている場合、処理能力以上の廃棄物の受入れをしている可能性があります。

Point. 3 処理後の残さの状態を確認する！

現地での確認ポイントの2つ目は処理後の残さです。処理業者の質は残さの質にあると言えます。中間処理が不十分だと、二次先で受け入れられないなどのトラブルになり得ます。

3つのポイントの他にも、悪臭・騒音は周辺住民からのクレームになりやすい要素です。異常な臭いや音が無いかも重要な判断基準と言えます。

今回のポイント！

◇処理前後の状態を確認し、記録を残す！

[生産技術委員会 建設副産物ワーキンググループ メンバー]

住友林業株式会社	中丸 文人
菊池建設株式会社	渡辺 正浩
株式会社クワバラ・パンぷキン	桑原 幹夫
ポラテック株式会社	松原 智則
株式会社ユニバース	白石 遼
	子安 伸幸

産業廃棄物適正管理のためのQ&A集

初 版 2015年3月
第2版 2016年3月

発行 一般社団法人 日本木造住宅産業協会
東京都港区六本木1-7-27 全特六本木ビルWEST 棟2F
TEL 03-5114-3010 FAX 03-5114-3020
ホームページ <http://www.mokujukyo.or.jp>

※本書を無断で掲載、複写および出版物などに使用することはお断り致します。